

(参考)

復興の取組と関連諸制度

平成26年8月26日



目次

1 復興庁の体制 2

- 1-1 東日本大震災の概要
- 1-2 復興庁の体制
- 1-3 福島対応体制の強化について
- 1-4 避難区域等に対する政府の対応体制

2 復興の取組 7

- 2-1 最近の復興加速への取組

<被災者支援関係>

- 2-2-1 健康・生活支援に関する施策パッケージ
- 2-2-2 被災者の孤立防止と心のケアに関する取組
- 2-2-3 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

<まちづくり関係>

- 2-3-1 復興施策に関する国の事業計画及び工程表
- 2-3-2 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
- 2-3-3 住まいの復興給付金の創設

<産業・雇用関連>

- 2-4-1 産業の復興に向けた取組
- 2-4-2 被災事業者に対する資金繰り対策
- 2-4-3 中小企業者等の二重ローン問題への対応
- 2-4-4 雇用確保に向けた取組

<広報関連>

- 2-5 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

<多様な担い手による連携>

- 2-6-1 被災地での人材不足対策
- 2-6-2 企業連携の推進
- 2-6-3 ボランティア・公益的民間連携
- 2-6-4 「新しい東北」の創造に向けて

<原子力災害関係>

- 2-7-1 福島復興に向けた制度対応等
- 2-7-2 個別課題への対応

3 復興関連諸制度等 50

- 3-1 復興関係予算
- 3-2 福島関係予算
- 3-3 復旧・復興事業における財政的支援
- 3-4 復興特区制度
- 3-5 復興交付金
- 3-6 取崩し型復興基金について
- 3-7 福島復興に向けた制度
- 3-8 これまでの主な動き

1-1 東日本大震災の概要

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模(推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20~30m程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都23区、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中部・西部、山梨県東部・富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等

(平成26年8月8日現在 出典:警察庁、復興庁等)

(1) 人的被害

ア 死者	15, 889名
イ 行方不明	2, 609名
ウ 負傷者	6, 152名
エ 震災関連死(※2)	3, 089名

(2) 建築物被害

ア 全壊	127, 390戸
イ 半壊	273, 048戸
ウ 一部破損	743, 599戸

※ 未確認情報を含む。

※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震等の被害を含む。

※2 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義(実際には支給されていない方も含む。)。復興庁等調べ(平成26年5月27日現在)。

1-2 復興庁の体制

復興庁

※職員約620名
(その他非常駐の併任者が約410名)

(平成26年8月1日時点)

内閣総理大臣 安倍 晋三

復興大臣 根本 匠

副大臣 谷 公一

(総括業務、地震・津波災害からの復興、宮城復興局に関する事項を担当)

副大臣 浜田 昌良

(福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生、福島復興局に関する事項を担当)

副大臣 愛知 治郎

(地震・津波災害からの復興に関する事項を担当)

副大臣 岡田 広

(東日本大震災事業者再生支援機構に関する事項を担当)

大臣政務官 亀岡 健民

(福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生、福島復興局に関する事項を担当)

大臣政務官 坂井 学

(地震・津波等の災害からの復興、岩手復興局に関する事項を担当)

大臣政務官 小泉 進次郎

(総括業務、地震・津波災害からの復興、福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生、岩手復興局、宮城復興局に関する事項を担当)

大臣政務官 福岡 資磨

(東日本大震災事業者再生支援機構に関する事項を担当)

東京本庁 ※職員約240名

岩手復興局

(盛岡市)

※職員約110名

宮古支所

釜石支所

宮城復興局

(仙台市)

※職員約130名

気仙沼支所

石巻支所

福島復興局

(福島市)

※職員約130名

南相馬支所

いわき支所

帰還環境整備センター

青森事務所

茨城事務所

復興推進会議(閣僚級会合)

復興推進委員会(有識者会合)



● 復興局

● 支所

● 事務所

● その他の機関

1-3 福島対応体制の強化について①

復興庁の司令塔機能を強化しつつ、復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社体制』とする。

福島

1. 「福島復興再生総局」を設置(平成25年2月1日)

- ① 復興大臣をトップとする現地関係政務の体制を整備。
- ② その下に、事務局として、内閣官房参与のほか、復興庁事務次官、環境省、経産省の現地トップ等を配置。
- ③ 除染をはじめ、体制を一元化することにより、復興大臣自ら機動的に統括・指揮し、現地で即断即決。

2. 本庁幹部職員等の福島常駐

内閣官房参与、次官、統括官等トップクラスによる福島常駐。

3. 現地組織の一体運用

福島復興局に、環境再生事務所及び原子力災害現地対策本部の関係職員を集め、復興局に駐在。

東京

1. 「福島復興再生総括本部」を設置(平成25年2月1日)

- ① 復興大臣直轄により政府中枢機能を強化。
- ② 大臣が、関係省庁の局長クラスを直接指揮。

2. 福島対応体制の強化

- ① 福島担当統括官の新設。
- ② 内閣府原子力被災者生活支援チーム(避難指示区域の運用・見直しを担当)を復興庁内に移し、福島対応体制を強化。

福島復興再生総局

総局の長 根本 復興大臣(福島原発事故再生総括担当大臣)
【構成員】 浜田 復興副大臣
 亀岡 復興大臣政務官
 赤羽 原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)
 井上 環境副大臣

事務局

内閣官房参与(事務局長)
復興庁事務次官
復興庁統括官、福島復興局長
原子力災害現地対策本部副本部長(経済産業省)
福島環境再生事務所長(環境省) 等

福島復興局

福島環境 再生事務所 (除染、廃棄物対策)

原子力災害 現地対策本部 (区域運用、見直し等)

福島復興再生総括本部

本部長 根本 復興大臣 (福島原発事故再生総括担当大臣)

関係省庁(局長クラス)

復興庁、警察庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム
消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁 等

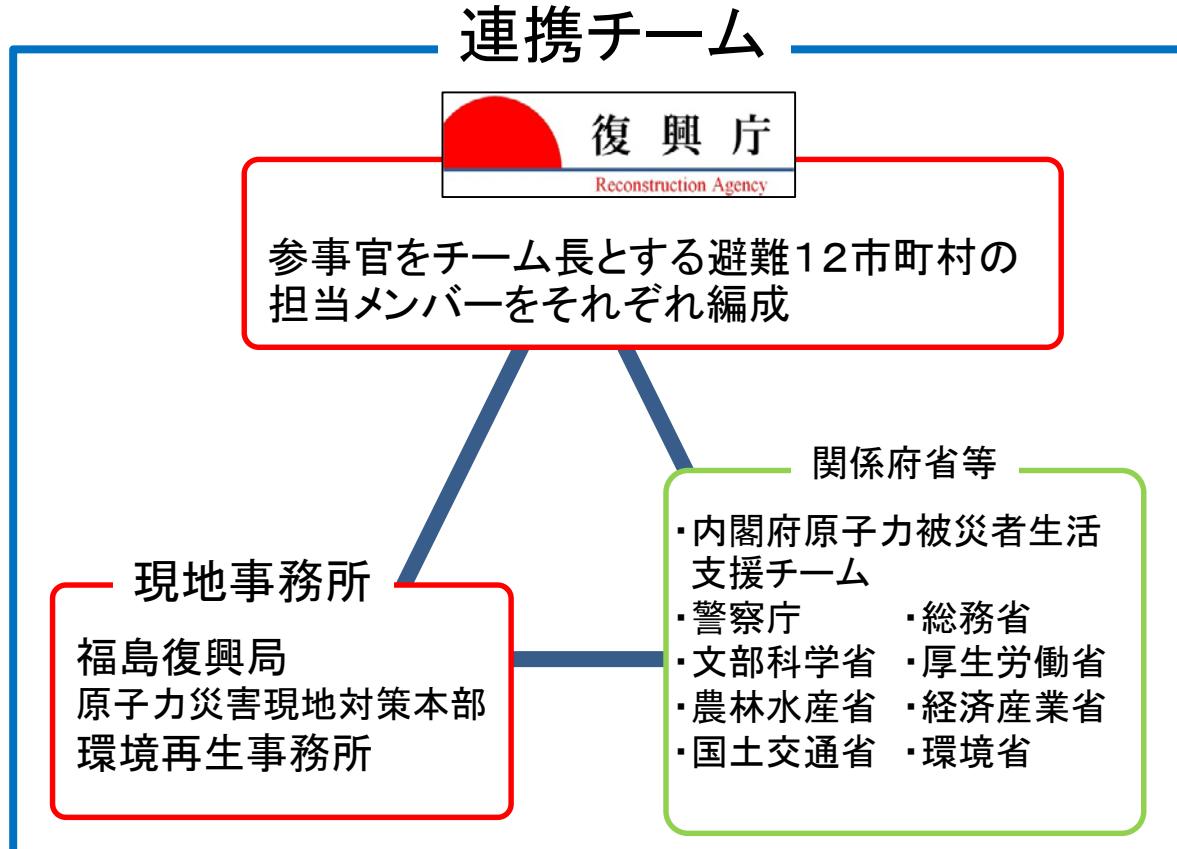
1-3 福島対応体制の強化について②

復興庁内自治体担当体制を強化するとともに、関係省庁、現地事務所との連携チームを編成し、県と共に個別の市町村の復興計画の具体化・充実を支援

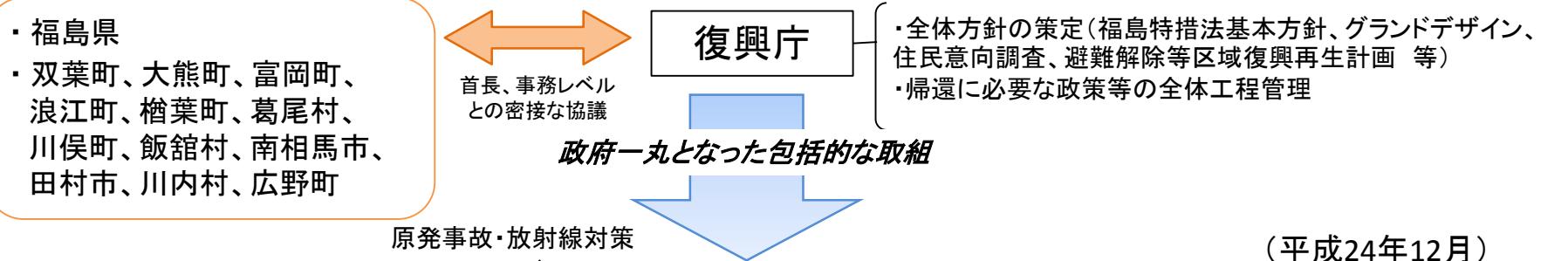


<主な取組み>

- ① 連携チームと県の市町村担当者が、各市町村に出向いて現場の状況把握及び協議を進め、福島復興再生総局に集約し、個別課題の解決、復興の道筋を検討。
- ② 具体的には、市町村が策定した復興ビジョン、復興計画、インフラ工程表等をベースとして、「グランドデザイン」(12市町村共通)も踏まえつつ、市町村ごとの条件に沿った事業の具体化、段取りを検討。
- ③ 協働体制の中で精査された事業については、「避難解除等区域復興再生計画」や各省庁の事業に反映。



1-4 避難区域等に対する政府の対応体制



(平成24年12月)

主要課題	(1) 放射性物質汚染に関する安心・安全の確保 (健康リスクに係るリスクコミュニケーションを含む)	(2) モニタリング	(3) 区域見直し等	(4) 賠償 ・賠償指針、ADR等	(5) 除染 ・円滑な賠償の実施等	(6) 廃棄物対策	(7) 長期避難者対策 (含む町外コミュニティ 住民意向調査)	(8) インフラ、 公共サービス復旧	(9) 農林水産業の再開	(10) 産業振興 雇用対策
まとめ省庁	環境省	環境省	原災T	文科省 経産省	環境省	環境省	復興庁	復興庁	農水省	厚労省 経産省
主たる関係省庁	文科省 厚労省	農水省 厚労省 原災T ※文科省	警察庁 消防庁			国交省 厚労省	農水省 国交省 厚労省 総務省 文科省 原災T 経産省 環境省	国交省 文科省 厚労省 環境省 農水省	農水省 原災T 環境省 農水省	

※原災T: 内閣府原子力被災者生活支援チーム

2-1 最近の復興加速への取組

1. 復興庁の司令塔機能の強化と現場主義の徹底（速やかに対応）

【主な対応】

【福島関係】

- 福島における「福島復興再生総局」の設置（H25.2.1）と復興庁幹部の常駐。
- 東京における「福島復興再生総括本部」の設置（H25.2.1）による政府中枢機能の強化。
- 「除染・復興加速のためのタスクフォース」の開催（H25.1.11～）。
- 「風評被害タスクフォース」（H25.4.2～）を設置し、「風評対策強化指針」を策定。

【被災地全般関係】

- 復興庁職員の意識改革。
- 「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を設置し、加速化措置を講じた（第1～5弾）
- 「産業復興のためのタスクフォース」を設置し、「産業復興創造戦略」を策定（H26.6.10）
- 「健康・生活支援タスクフォース」を設置し、施策パッケージを策定（H25.12.13）

2. 復興財源フレームの見直し等

【主な対応】

- 平成25年度予算編成とあわせて復興財源フレームを見直し（5年間19兆円程度を25兆円程度に見直し）、必要な財源を確保。（H25.1.29）
- 迅速かつ柔軟な執行、復興関連予算の使途の厳格化。

3. 復興の加速策の具体化・推進（H24補正～H26予算等）

（1）住宅再建・復興まちづくり、産業・なりわいの確保等

【主な対応】

- 住宅・宅地の戸数の年度別目標である「住まいの復興工程表」を公表。また、工程表の実現のための加速化措置を第5弾まで策定・公表。
- 加速化措置により、用地取得の迅速化、人員不足・資材不足対策、民間住宅の早期自立再建支援等、復興のステージに応じてきめ細やかに対応。
- 公務員OB・民間実務経験者・海外青年協力隊帰国隊員等の活用、URの現地体制拡充、マンパワー対策の強化や被災自治体の事務負担の軽減。
- 津波・原子力災害被災地域における雇用創出のための企業立地に係る新たな支援制度の創設やグループ補助金の事業対象に共同店舗の新設や街区の再配置等を追加し、被災地域の商業復興を促進。（H25予算）
- 復興交付金について、対象拡大やほかの支援制度による対応等、更なる柔軟化を実施。

（2）福島の復興・再生の加速化

【主な対応】

- 福島の復興・再生は、区域見直しを完了し、本年4月に田村市において初めて避難指示が解除された。復興は新たなステージを迎え、今後、早期帰還支援、新生活支援の両面から、施策を推進。
- 復興を加速させるための新たな支援制度の創設。
・福島再生加速化交付金の創設・強化（H25補正・H26予算）
※長期避難者の生活拠点整備、福島への定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援
・地域の希望復活応援事業（H24補正・H25予算・H26予算）
- 「早期帰還・定住プラン」をとりまとめ（H25.3.7）。6市町村において本プランに基づく工程表を策定・公表済。
- 避難解除区域等における雇用機会の確保のための迅速な企業立地の促進に資する措置（税制）など福島復興再生特別措置法の改正。（H25.5.10公布）
- 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」の閣議決定・国会報告。（H25.10.11）

- 被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者においても、そこで生活の定着には様々な不自由等が懸念される。
- 復興大臣のもとに関係府省局長級からなるタスクフォースを立ち上げ（平成25年11月13日）、現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討。
- 各府省の既存施策を横断的に点検し直し、平成26年度予算措置や今後の運用改善の方向性などを施策パッケージとして取りまとめた（平成25年12月13日）。

I 仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援

・被災地健康支援事業【厚生労働省】

→避難の長期化に伴った健康状態の悪化を防ぐ継続的な保健活動（巡回保健指導や専門人材の確保等）を維持するため、基金の積増し及び実施期限の延長を平成26年度予算措置に向けて検討（※政府予算案へ反映）

・地域支え合い体制づくり事業／被災者的心のケア支援事業／寄り添い型相談支援事業【厚生労働省】

・復興支援員【総務省】

・東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業【内閣府】等

II 子どもに対する支援の強化

・被災の影響を受けている子どもに対する支援【厚生労働省】

→様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を強化するため、平成26年度予算措置に向けて検討
(※政府予算案へ反映)

①心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大／②安心して過ごすことができる環境づくり事業の創設／③遊具の設置、子育てイベントの開催について、対象範囲を福島県から被災3県に拡大／④子育て世帯に対して心身の健康に関する相談・支援を行う新たな訪問事業の創設

・学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業／緊急スクールカウンセラー等派遣事業【文部科学省】等

III 医療・介護人材の確保

・地域医療再生基金／地域医療支援センター／被災者健康支援連絡協議会【厚生労働省】

・被災地における福祉・介護人材確保事業【厚生労働省】等

→特に福祉・介護人材の確保が困難となっている福島県相双地域等における支援の強化を図るために、「被災地における福祉・介護人材確保事業」を平成26年度予算措置に向けて検討（※政府予算案へ反映）

IV 恒久住宅の整備と仮設住宅等からの移転に伴う課題への対応

・地域コミュニティ復興支援事業【厚生労働省】

・地域公共交通確保維持改善事業【国土交通省】等

→より的確に被災地のニーズに対応するため、地域内輸送については、仮設住宅等の箇所数に応じた補助上限額の設定や特例措置の期間の延長を平成26年度予算措置に向けて検討（※政府予算案へ反映）

V 市町村の業務負担に対する支援の強化

・被災自治体への人的支援【総務省】【復興庁】

・復興人材プラットフォーム構築事業【復興庁】

・市町村職員への効果的な情報提供のため、事業一覧、担当府省・部局、要綱、先進・好事例等の関係情報についてホームページ整備等を検討【復興庁】等

＜その他＞ 「新しい東北」先導モデル事業【復興庁】等

2-2-2 被災者の孤立防止と心のケアに関する取組

- 被災者の多くが、避難所から仮設住宅等に移行。コミュニティの弱体化や、被災者の孤立が問題。
- このため、①見守り活動、②心のケア、③生きがいづくり等を行う。
- 福島の原子力災害地域を始め、子どもたちの心のケアの状況等について、調査を実施中。

(1) 孤立防止の主な取組

①「介護等のサポート拠点」を被災3県で合計115箇所設置し(H26年1月末現在)、仮設住宅における高齢者等の総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流などを実施。

地域支え合い体制づくり事業

(平成23年度1次補正予算70億円、3次補正予算90億円、平成25年度予算23億円、平成26年度予算案15億円)

② 高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携、ボランティア等による孤立防止のための見守り活動等を実施。

地域コミュニティ復興支援事業

(平成23年度3次補正予算40億円、平成24年度予備費30億円、平成25年度補正予算30億円)



(2) 心のケアの主な取組

① 岩手・宮城・福島各県に「心のケアセンター」を設置するなど、専門職による訪問支援等を実施。

被災者的心のケア支援事業

(平成23年度3次補正予算28億円、平成25年度予算18億円、平成26年度予算案18億円)

② 被災した児童生徒・教職員等の心のケア等のため、スクールカウンセラー等の緊急派遣を実施。

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

(平成23年度1次補正予算30億円、3次補正予算4億円、平成24年度予算47億円、平成25年度予算39億円、平成26年度予算案37億円)

③ 心血管疾患やPTSD等に関する長期間追跡調査を実施。

(平成24年度は、宮城県及び岩手県の約13,000名を対象に調査を行い、前年度と比較して睡眠障害が疑われる者の割合の改善がみられた。(特に、宮城県での44歳以下の者(特に男性)における改善が顕著)平成25年度も同様の調査を行っている。)

④ 子どもの心の健康状態を把握するための調査を実施。

(H24.5月調査実施、H25.7月に報告書作成。12月東京都で教職員等を対象にシンポジウムを開催。)

⑤ 子どもの発育状況やストレス状況等の調査研究を実施中。

(平成24~26年度の3年計画で調査を実施。)

⑥ 子どもを支援する専門職の研修や巡回相談等、被災した子どもの心のケアに関する自治体の取組を支援。

(平成26年度予算案にて、心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大。)

- 日本赤十字社等に寄せられた義援金3,743億円の約95%を被災者に配付済(平成26年6月30日現在)
- 災害弔慰金の支給済件数は、19,864件(平成26年6月30日現在)
- 被災者生活再建支援金の支給世帯数は190, 477世帯(平成26年6月30日現在)

(1) 義援金の配布状況（内閣府調べ、平成26年6月30日現在）

募金総額	配分			
	都道県への送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額	配付件数
3,743億円	3,678億円	3,624億円	3,581億円	1,745,024件
	98.3%	98.5%	98.8%	

※平成23年3月14日から平成26年3月31日の間に日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金と平成26年4月1日以降に日本赤十字社に寄せられた義援金を合計したもの。

(2) 災害弔慰金の支給状況（内閣府調べ、平成26年6月30日現在）

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	19,864件	19,656件	590億3750万円	584億125万円
災害障害見舞金	91件	87件	1億5,250万円	1億4,625万円

※災害弔慰金：災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの。

災害障害見舞金：災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの。

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況（内閣府調べ、平成26年6月30日現在）

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	190, 477世帯	173, 173世帯	1, 521億円	1, 391億円
加算支援金	113, 788世帯	100, 191世帯	1, 424億円	1, 243億円

※被災者生活再建支援金：災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。

東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。

また、地方負担(20%)のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

2-3-1 復興施策に関する国の事業計画及び 工程表の見直しと進捗確認①



- 平成26年度予算の内容等を踏まえ、平成26年度の目標を含めた事業計画及び工程表の見直しを実施。
- 平成25年度の目標の達成状況について進捗確認を実施。

【事業計画及び工程表の概要】

- ・復興施策について事業計画と工程表を取りまとめて公表。
- ・公共インフラ全体版及び公共インフラ地域版(被災地域の69市町村を対象)を作成。
- ・今後も、節目節目において事業計画及び工程表の見直しを行い、とりまとめの上、公表していく予定。

■作成内容

○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興の方針、平成25年度の成果、平成26年度の成果目標などを記載。

○工程表

- A. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。
- I. 対象期間は、H23年度からH28年度までの6ヶ年を中心。

■対象事業

海岸対策、河川対策、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・定置網、復興住宅(災害公営住宅等)、復興まちづくり(防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等、造成宅地の滑動崩落防止、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

■ 公共インフラ地域版:工程表の例(宮城県石巻市の海岸対策・河川対策)

	H23	H24		H25		H26		H27		H28		H29以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
1. 海岸対策												
<p>応急対策 ⇒ 施工準備(堤防設計等)</p> <p>本復旧（逐次完了し、全ての区間にについて概ね7年での完了を目指す。）</p>												
2. 河川対策												
(国管理河川：旧北上川)												
(国管理河川：北上川)												
(県・市町村管理河川)												
<p>応急対策 ⇒ 施工準備(堤防設計等)</p> <p>H24年出水期（6月頃～）までに、2箇所を除き被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）までの本復旧を完了</p> <p>本復旧（河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市町村策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了。）</p> <p>市町村の復興計画の策定等に時間を要する箇所の液状化対策について、引き続き対策を実施。</p> <p>（※）避難判断水位等を引き下げて運用</p> <p>※ 地盤沈下により広範囲に農地が水没している地区等で、災害復旧の実施に向け関係機関と調整が必要な箇所</p>												
<p>応急対策 ⇒ 施工準備(堤防設計等)</p> <p>15箇所で本復旧完了</p> <p>本復旧（河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね7年を目途に全箇所復旧完了予定。）</p>												

2-3-1 復興施策に関する国の事業計画及び工程表の見直しと進捗確認②

- ・公共インフラ(全体版)の対象事業について、平成25年度成果目標に対する進捗確認を行った。
- ・数値目標を設定した11事業のうち、6事業は「平成25年度の目標達成」もしくは「概ね平成25年度の目標達成」、5事業については「平成26年度以降に目標達成がずれ込む」となった。
- ・「平成26年度以降に目標達成がずれ込む」事業についても、やむを得ないものを除き、成果目標に対して概ね9割の進捗が図られている。
- ・「平成26年度以降に目標達成がずれ込む」主な理由は、復興まちづくり計画や他事業との調整、地域における合意形成、復旧より利用を優先したこと等により、時間を要したことである。
- ・別途、四半期に一度実施している「公共インフラの復旧・復興の進捗状況」の確認と合わせ、また、「住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ」等の周知・活用等により、復興事業の円滑な実施を推進する。

1. 「平成25年度の目標達成」又は「概ね平成25年度の目標達成」となった事業

事業名	平成25年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析	事業名	平成25年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析
交通網(空港)	目標達成 (仙台空港における復旧・復興事業は全て完了)	復興まちづくり(医療施設等)	目標達成 (復旧未了の3箇所について整備完了)
農地・農業用施設	概ね目標達成 (目標15,700ha営農可能に対し、15,060ha営農可能)	土砂災害対策	目標達成 (緊急的な対策が必要な11箇所について対策完了)
海岸防災林の再生	概ね目標達成 (目標100km復旧・再生に着手に対し、92kmで復旧・再生に着手)	災害廃棄物の処理	【災害廃棄物の仮置場への移動】 概ね目標達成(福島県の3市町村を除き完了) 【中間処理・最終処分】 概ね目標達成(福島県の5市町村を除き完了)

2. 「平成26年度以降に目標達成がずれ込むこととなった事業

事業名	平成25年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析	事業名	平成25年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析
海岸対策	平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〔目標:約8割の地区海岸で着工 成果:約7割の地区海岸で着工〕	漁港・漁場・養殖施設・定置網	【漁港】概ね目標達成 【漁場】平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〔目標:全がれきの撤去終了 成果:岩手県、宮城県、福島県において、定置・養殖漁場では9割以上撤去〕
河川対策	【直轄管理区間】 概ね目標達成 【県・市町村管理区間】 平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〔目標:約98%で着工、約88%で完了 成果:約91%で着工、約83%で完了〕		【養殖施設】 平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〔目標:福島県避難指示区域内について、解除後対応 成果:立入禁止が解除されていないため、対応不可〕
交通網(港湾)	【港湾施設(防波堤を除く)】 平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〔目標:全ての港湾施設について本格復旧を完了 成果:128箇所のうち、120箇所が完了〕	復興まちづくり(学校施設等)	【定置網】概ね目標達成 平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〔大学・小中高等学校・幼稚園等は、概ね平成25年度の目標通り進捗、公立社会教育施設は、平成26年度以降に目標達成がずれ込む〕

※ 下水道、交通網(道路)、交通網(鉄道)、復興住宅(災害公営住宅等)、復興まちづくり(防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等)、復興まちづくり(造成宅地の滑動崩落防止)、地盤沈下・液状化対策の7事業、及び上記11事業の一部については、平成25年度成果目標において数値目標を設定していない。

※ 復興住宅(災害公営住宅等)、復興まちづくり(防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等)については、別途、「住まいの復興工程表」により、個別地区ごとに詳細に進捗状況を公表している。

2-3-2 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置

- 住宅再建・復興まちづくりは、被災地の復興の最大の課題。現場で生じている問題を具体的に解決するため、政府を挙げて横断的に取り組む必要がある。
- 復興大臣の下に、関係省庁局長クラスで構成するタスクフォースを設置し、第1弾から第5弾まで加速化措置を矢継ぎ早にとりまとめた。
- 第5弾では、住宅再建や復興まちづくりが進む中、高台移転の宅地造成が完成した地区で、被災者の皆様が速やかに住宅を再建できるよう、民間住宅の自立再建の支援を中心とした施策パッケージを策定した。

H25.3.7 住宅再建・復興まちづくりの「加速化措置 第1弾」 (住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ)

- ① 住まいの復興工程表の公表
- ② 実現および加速化のための主な措置
 - ・ 用地取得の迅速化 等

H25.4.9 住宅再建・復興まちづくりの「加速化措置 第2弾」

- 用地取得の困難な場合の課題に速やかに対応できるよう手続きの簡素化
 - ・ 防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化（土地取得困難地の回避等）
 - ・ 土地収用手続きの効率化 等

H25.10.19 住宅再建・復興まちづくりの「加速化措置 第3弾」

- ① 「用地取得加速化プログラム」の策定
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 災害公営住宅分野の人材不足・資材不足・入札不調等への対応 等
- ③ 加速状況の見える化
 - ・ 「つちおと情報館」見える化のワンストップ 等

H26.1.9 住宅再建・復興まちづくりの「加速化措置 第4弾」

- ① 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定
 - ・ 「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」の策定
 - ・ 商業施設等復興整備事業による支援 等
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合して公表
 - ・ 被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ全国の市区町村に職員派遣等を要請 等

H26.5.27 住宅再建・復興まちづくりの「加速化措置 第5弾」

- 「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定
 - ・ 被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化
 - ・ 造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間の短縮
 - ・ 再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援 等

2-3-2 加速化措置のフォローアップ

- 住宅再建・復興まちづくりについて、計画策定、用地取得、施工確保など復興ステージに応じた課題に対して、加速化措置により解決

復興のステージ		主な加速化措置の効果
計画策定		「住まいの復興工程表」を策定し、被災者の方に対し、 住宅再建の見通しを提示
用地取得	「用地取得加速化プログラム」を策定	<ul style="list-style-type: none"> 用地取得率(被災3県)が上昇 48.9% (H25.9) ⇒ 84.4% (H26.6) 釜石市防潮堤事業(モデル事業)では、用地取得完了を2~3年前倒しへ 「用地加速化支援隊」により、市町村と一体となって課題を解決
	財産管理制度	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所の審理期間の短縮 (※申立時に必要書類が揃っているなどが前提) 全体で半年以上と懸念 ⇒ 裁判所の審理は、最短3週間程度でも可能に
	土地収用手続	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業の活用による迅速化 申請書概成 約1~2年と懸念 ⇒ 約4か月(釜石)、約1か月(宮古)に短縮 事業認定手続 通常3か月 ⇒ 53日(釜石)、55日(宮古)、50日(気仙沼)に短縮
	用地取得事務	補償コンサルタント等への外注(被災3県の防集事業実施 25市町村のうち 22市町村 で実施 (H26.3))
	計画変更	<ul style="list-style-type: none"> 取得困難地での計画変更手続の簡素化 (防集事業実施 337地区のうち219地区(届出145地区)で区域変更 (H26.3)) 東松島市矢本西地区 区域変更により約2か月短縮
埋蔵文化財発掘調査		<ul style="list-style-type: none"> 調査手法の工夫、全国から専門職員派遣等により迅速化 山田町 田の浜地区(防集) 18か月 ⇒ 5か月
発注者支援	被災自治体の発注者支援	<ul style="list-style-type: none"> 全国の自治体からの職員派遣の更なる強化、青年海外協力隊帰国隊員や民間実務経験者の活用 被災市町村の不足人員を (H25.2) 805人 → (H26.2) 159人に改善
	URによるCM方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工契約手続の一括化、人員・資機材の早期調達 東松島市野蒜地区で、最大1年半の工期短縮(見込み)
施工体制の確保 (技術者・技能者不足、資材不足への対応)		<ul style="list-style-type: none"> 復興JVによる落札(累積70件 (H26.3)) 主任技術者の兼任要件の緩和、発注ロットの大型化
		<ul style="list-style-type: none"> 労務単価の引上げ (被災3県 対H24年度比 約30%増) 民間、公共による生コンプレントの設置

2-3-3 住まいの復興給付金の創設

【平成25年度補正予算 250億円】

<目的>

被災者について、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、給付措置を行う。

<内容>

建築・購入

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅※1を所有していた者
- ②再取得住宅※2を所有している者
- ③再取得住宅に居住している者



※1：り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「一部損壊」の認定を受けた住宅又は原子力災害による避難指示区域等内にある住宅のことをいう。

※2：被災住宅に代わり、新たに建築・購入した住宅。

給付額

給付単価

税率8%時：
5,130円

×
再取得住宅の
持分割合

税率10%時：
8,550円

給付額 =
床面積(※1)
×
再取得住宅の
持分割合

(※1)：区分所有の場合は、専有部分の床面積。

：登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の床面積。

：給付する床面積の上限は、175m²。175m²以上の場合は、175m²分を給付。

対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅又は宅建業者が販売した中古住宅で、その床面積が以下の要件を満たす住宅。

□建築の場合：13m²以上

□購入の場合：50m²以上（地上3階以上の共同住宅の場合：30m²以上）

補修

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有している者
- ②被災住宅の補修工事を発注した者
- ③補修した被災住宅に居住している者



給付額

被災住宅の床面積に、り災状況に応じた給付単価をかけた額（①）と実際に支払った補修工事費（税抜）に増税分の消費税に相当する額のどちらか少ない方を給付。

【り災状況に応じた給付単価をかけた額（①）】

$$\text{給付額} = \text{被災住宅の床面積(※1)} \times \text{給付単価(※2)}$$

（※1）区分所有の場合は、専有部分の床面積。登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の床面積

（※2）給付単価は、以下のとおり。

	8%時	10%時
全壊(流出)・原災	1,680円	2,800円
大規模半壊	1,650円	2,750円
半壊(床上浸水)	1,380円	2,300円
一部損壊(床下浸水)	840円	1,400円

対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に補修工事を行った被災住宅。

<問合せ先>

コールセンター

TEL: 0570-200-246 (有料) 9:00~17:00 (土・日・祝日を含む)

ホームページ

アドレス：<http://fukko-kyufu.jp>



地域経済の核となる中小企業等グループの施設・設備の復旧を支援(グループ補助金3／4補助)。なお、中小零細企業の個社支援は、各県が1／2補助を実施。

～グループの要件～

- ①経済取引の広がりから、地域の基幹である産業・クラスター、②雇用・経済の規模の大きさから重要な企業群、③我が国経済のサプライチェーン上、重要な企業群、④地域コミュニティに不可欠な商店街等

グループ補助金の実績（26年7月18日現在）

これまで581グループに対し、国費2,933億円（県費とあわせて4,399億円）を支援。

	グループ	補助金 交付者数	補助総額 (国県)	うち国費
北海道	6グループ	36事業者	10億円	6億円
青森県	10グループ	208事業者	86億円	57億円
岩手県	107グループ	1,245事業者	782億円	521億円
宮城県	177グループ	3,732事業者	2,326億円	1,551億円
福島県	214グループ	3,247事業者	968億円	645億円
茨城県	58グループ	1,432事業者	195億円	130億円
栃木県	1グループ	14事業者	5億円	3億円
千葉県	8グループ	154事業者	28億円	19億円
計	581グループ	10,068事業者	4,399億円	2,933億円

復旧事例

高徳海産(石巻市)

H23年11月下旬、工場再開。



太平洋セメント(大船渡市)

H23年11月、セメント製造再開。大船渡市及び陸前高田市のガレキ等の処理も実施。



県が計画認定、国1/2と県1/4補助。国費は、H23補正1503億円、H24・500億円、H24予備費801億円、H25・250億円、H25補正・204億円、H26・221億円。

2-4-1 産業の復旧に向けた取組②（仮設店舗等）

(独)中小企業基盤整備機構が自治体からの要望を受け、仮設施設を整備し、自治体に無償貸与、その後1年以内に自治体に無償譲渡。現在、仮設商店街、仮設工場等に利用。

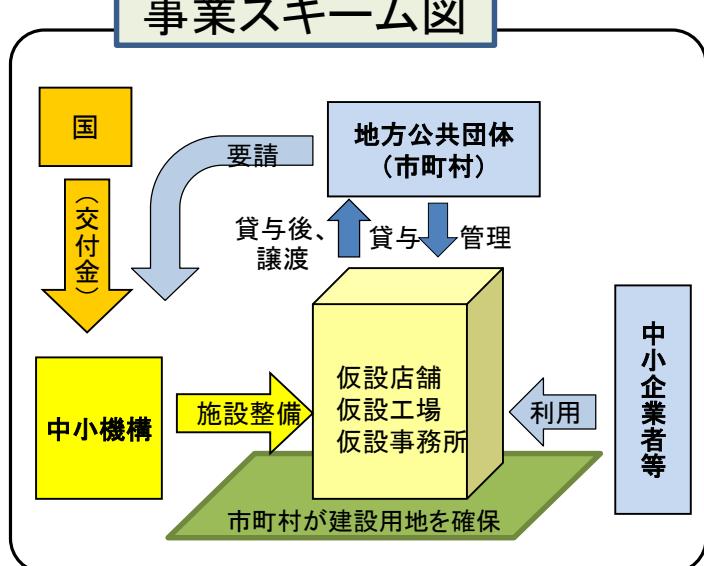
仮設店舗・工場等の整備実績（H26年7月25日）

(H23補正計273.6億円、H24・50億円、H25・30億円、H26・69億円※)

※26年度予算として復興特会予算及び繰越積立金より財源を確保

	要望箇所数	うち基本契約 締結箇所数	うち 着工箇所数	うち 完成箇所数
青森県	18	18	18	18
岩手県	351	351	351	350
宮城県	139	139	139	138
福島県	67	64	64	62
茨城県	1	1	1	1
長野県	1	1	1	1
合計	577	574	574	570

事業スキーム図



南町紫市場(気仙沼市)

津波被害を受けた南町商店街等の被災事業者を対象に整備した、最大規模の仮設商店街。(H23年12月オープン)



浜風商店街(いわき市)

津波被害が激しい市北部の久之浜地区の被災商業者等を対象に整備した、初の仮設商店街。(H23年9月オープン)



いわき四倉中核工業団地(いわき市)

72社分の仮設工場等が事業再開。H23年11月以降、順次完成。



福幸きらり商店街(大槌町)

H23年12月、40店舗が同商店街で営業再開。



- 被災地の企業立地を促進し産業の復興を加速するため、福島県向け、その周辺地域向け、津波・原子力災害被災地向けの企業立地補助金を創設。
- 平成26年4月時点で、累計約760件、補助予定額約3,200億円の案件を支援。

ふくしま産業復興企業立地 支援事業

平成23年度3次補正予算: 1,700億円、平成24年度予備費: 402億

- ・対象地域: 福島県
- ・採択件数: 405件
- ・補助予定額: 1,961億円

原子力災害周辺地域産業 復興企業立地補助金

平成24年度予算: 140億円

- ・対象地域: 宮城県、栃木県、茨城県
- ・採択件数: 87件
- ・補助予定額: 162億円

津波・原子力災害被災地域 雇用創出企業立地補助金

平成25年度予算: 1,100億円、平成25年度補正予算330億円、平成26年度予算300億円

- ・対象地域:
原子力災害被災地域、津波浸水地域
- ・採択件数: 286件
- ・補助予定額: 1,123億円

ふくしま産業復興企業立地支援事業の活用事例



共同印刷株式会社(郡山市)

- ・平成25年6月に工場を郡山市に新設し、印刷業に係る新しい機械設備を導入

工場の外観



タニコー株式会社(郡山市)

- ・小高工場内に、業務用厨房機器製造に係る新規事業を行うための機械設備を導入

製造現場

2-4-1 産業の復興に向けた取組④ (水産業)

- 被害を受けた漁業者等に対し、漁船や定置網などの漁具の導入費や冷凍冷蔵施設などの整備費を補助するほか、経営再建に必要な経費を助成。
- 共同利用漁船・共同利用施設の新規導入を契機とする協業化や加工・流通業との連携等を促進するとともに、省エネ・省コスト設備の導入等による安定的な水産物生産体制の構築を目指す。

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船、定置網などの漁具を導入する場合に、国は、事業費の1／3を補助し、あわせて都道府県が事業費の1／3以上を補助。

<共同利用漁船等復旧支援対策事業>

(平成23年度補正予算387億円、平成24年度当初予算39億円、平成25年度当初予算29億円、平成26年度当初予算17億円)

共同利用漁船等復旧支援対策事業の実績

	漁船	定置網
○北海道	22隻	
○青森県	82隻	9ヶ統
○岩手県	6,417隻	195ヶ統
○宮城県	3,067隻	48ヶ統
○福島県	183隻	
○茨城県	2隻	1ヶ統
○富山県	7隻	
○三重県		6ヶ統

※H26年5月末時点復旧数

※「ヶ統」とは、定置網を数える単位

活用事例



採介藻漁船※(岩手県宮古市)

平成23年7月、漁協から漁業者に引渡し。

※船上からヤス等を用いて貝類や海藻を採捕するための漁船

被災した漁業者等の共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設、製氷貯氷施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等)や漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、国が事業費の2／3、又は半額を補助。

<水産業共同利用施設復旧整備事業>

(平成23年度補正予算731億円、平成24年度当初予算100億円、平成25年度当初予算82億円、平成25年度補正予算21億円、平成26年度当初予算78億円)

水産業共同利用施設復旧整備事業の交付実績

○北海道	3 件	5 億円
○岩手県	292 件	336 億円
○宮城県	266 件	362 億円
○福島県	6 件	2.5 億円
○茨城県	1 件	5 億円
○千葉県	3 件	0.3 億円

※H26年7月末時点

※件数は事業計画の数

活用事例



製氷・貯氷施設(宮城県気仙沼市)

平成24年3月交付決定。

平成24年10月中旬から稼働開始。

地域の漁業者、養殖業者などが、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費(人件費、燃油費、販売費など)について、水揚げ金額では賄えない部分の9／10、2／3、又は半額を国が支援。

<がんばる漁業・養殖業復興支援事業>

(平成23年度補正予算805億円、平成24年度当初予算103億円)

がんばる漁業復興支援事業の実績

○北海道	9 業者	○茨城県 4 業者
○青森県	3 業者	○千葉県 3 業者
○岩手県	10 業者	
○宮城県	47 業者	
○福島県	3 業者	

※H26年6月末時点

活用事例



さんま棒受網漁船(岩手県大船渡市)

平成23年12月、計画認定。平成24年10月から事業開始。

- 観光は、東日本大震災から復旧・復興していく上で、大変重要な役割を担っており、観光需要の回復に向け、太平洋沿岸エリアへの送客強化や観光地域づくりの基盤を整備する「東北地域観光復興対策事業」、東北・北関東を訪問することにより復興を応援する「東北・北関東への訪問運動」を実施。
- 福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業を支援するための補助金の交付を実施。
- 訪日外国人向けに、海外での観光イベントの開催、海外メディアや旅行会社の招請等の取組を実施。

東北地域観光復興対策事業

- ・東北は依然として観光需要の厳しい地域であることから、東北地方の太平洋沿岸エリアへの送客強化や観光地域づくりの基盤整備を実施。

福島県における観光関連復興支援事業

- ・福島県が実施する風評被害対策等に資する観光関連事業を支援するため、平成26年4月に観光関連復興支援事業費補助金の交付を決定。

東北・北関東への訪問運動

- ・東北、北関東の訪問につながる政府関連事業や民間イベント等による復興支援運動を実施。

ビジットジャパン事業による風評被害対策

- ・正確で海外消費者の目線に立った情報の発信。
- ・東北・北関東への訪日外国人旅行を促進するため、メディア招請や旅行会社との共同広告などを効果的に実施。

これまでの取組

東北地域太平洋沿岸エリア

情報発信ポータルサイト「東北物語」

- ・東北地域の太平洋沿岸エリアにおける復興に向けた最新の取組や旬の話題等について、観光関係者主体ではなく、地域住民が主体となって情報発信。



モニターツアーによる送客支援

- ・「旅の市場」ファイルサーバを設置し、サーバ内に地域関係者が滞在コンテンツ情報を登録し、ツアーを造成する旅行会社等へ提供できる仕組みを構築。

東北観光がんばります！！

～東日本大震災から3年～シンポジウムの開催

- ・東日本大震災から3年という節目を迎えるにあたり、国・東北6県知事・官民の観光関係者によるシンポジウムを平成26年3月2日に仙台市で開催。

ビジットジャパン事業による風評被害対策

- ・韓国ソウル及び周辺3大都市（仁川・大田・水原）で東北観光PRイベントを開催。東北・北関東の食品の安全性をPRするとともに、元気な東北・北関東を知ってもらうために東北の夏祭り等も紹介。

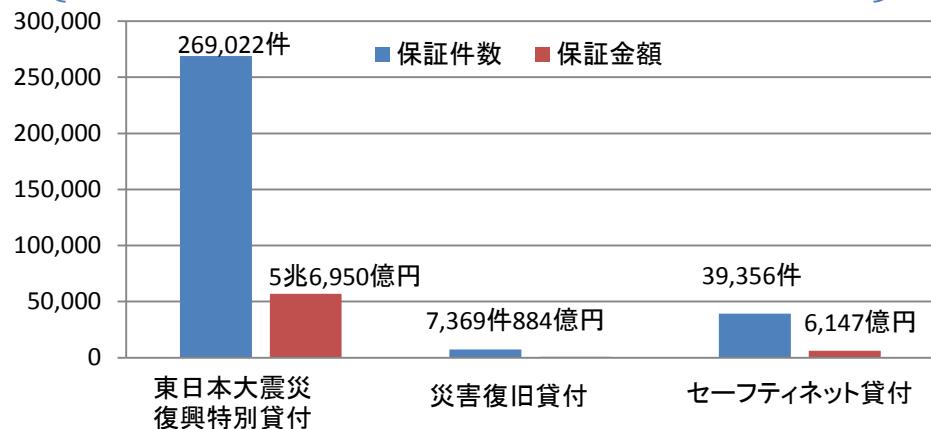


2-4-2 被災事業者に対する資金繰り対策

中小・小規模事業者向けの融資・保証として、東日本大震災復興特別貸付269,022件(H23年5月23日～H26年6月末日)、東日本大震災復興緊急保証106,707件(H23年5月23日～H26年7月末日)。農林漁業者向けの融資については7,329件貸付決定、保証については2,472件(H23年5月2日～H26年2月末日)。

中小・小規模事業者向け融資

- 東日本大震災復興特別貸付 H23年5月23日～H26年6月末日
- 災害復旧貸付 H23年3月14日～H23年5月22日
- セーフティネット貸付 H23年3月14日～H23年5月22日



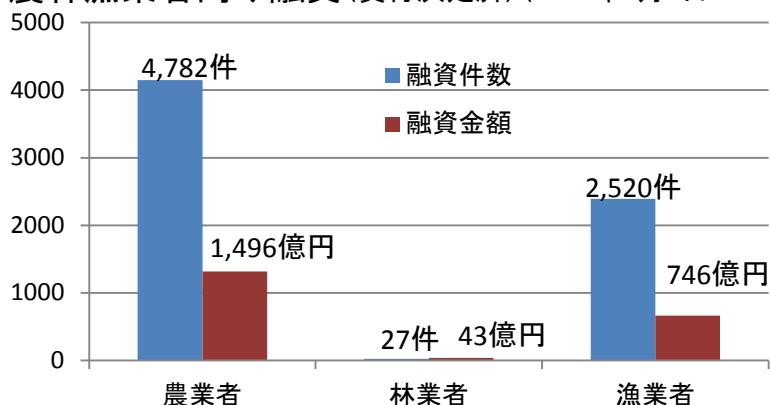
中小・小規模事業者向け保証

- 東日本大震災復興緊急保証 H23年5月23日～H26年7月末日
- 災害関係保証 H23年3月14日～H26年7月末日
- セーフティネット保証5号 H23年3月14日～H26年7月末日

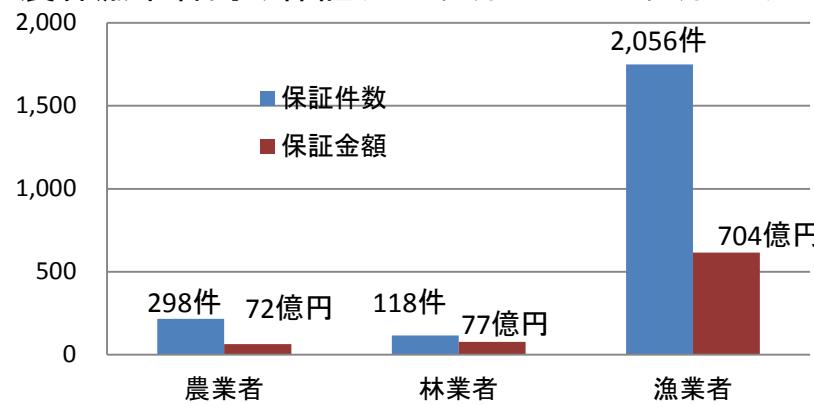


出典：中小企業庁HP「東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況」(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/index.htm>)

農林漁業者向け融資(貸付決定済)(H23年5月2日～H26年2月28日)



農林漁業者向け保証(H23年5月2日～H26年2月28日)



2-4-3 中小企業者等の二重ローン問題への対応

- 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。

被災事業者(震災により過大な債務を負っている事業者)



各県の産業復興相談センター/産業復興機構

○ 支援対象

- 中小企業者等
- ・被災各県に設置され、各県の実情に応じた対応を実施

(出資金※)

岩手産業復興機構	(23年11月11日設立)	: 100億円
宮城産業復興機構	(23年12月27日設立)	: 100億円
福島産業復興機構	(23年12月28日設立)	: 100億円
茨城産業復興機構	(23年11月30日設立)	: 50億円
千葉産業復興機構	(24年3月28日設立)	: 20億円

※出資約束金額総額ベース

連携/案件の引継ぎ



東日本大震災事業者再生支援機構(震災支援機構)

○ 支援対象

- 産業復興機構による支援の対象とすることが困難なもの
- ・小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者を重点的な対象とする

資本金: 200億円

債権買取資金: 5,000億円(政府保証枠)

対象地域: 岩手、宮城、福島各全県の他、北海道、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野、群馬、東京、静岡の各都道県の一部市町村
(14都道県、351市町村)

【両機構の実績】

○ 産業復興相談センター・機構(7月25日現在)

	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	522	1,052	842	831	3,247
震災支援機構への引継	48	98	26	11	183
金融機関等による金融支援の合意	146	196	83	180	605
うち買取決定数	95	112	37	30	274

○ 震災支援機構(7月31日現在)

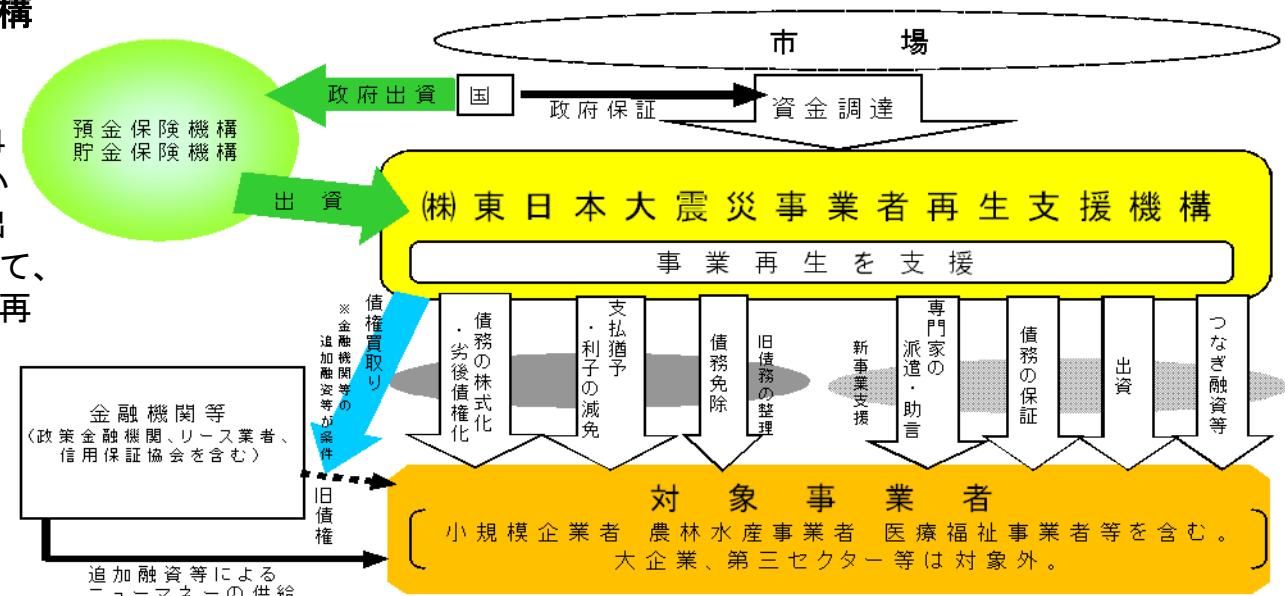
	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	397	890	268	376	1,931
最終調整中	56	126	44	53	279
支援決定数	121	223	40	81	465

(参考) 東日本大震災事業者再生支援機構及び 産業復興相談センター・産業復興機構の概要

○東日本大震災事業者再生支援機構

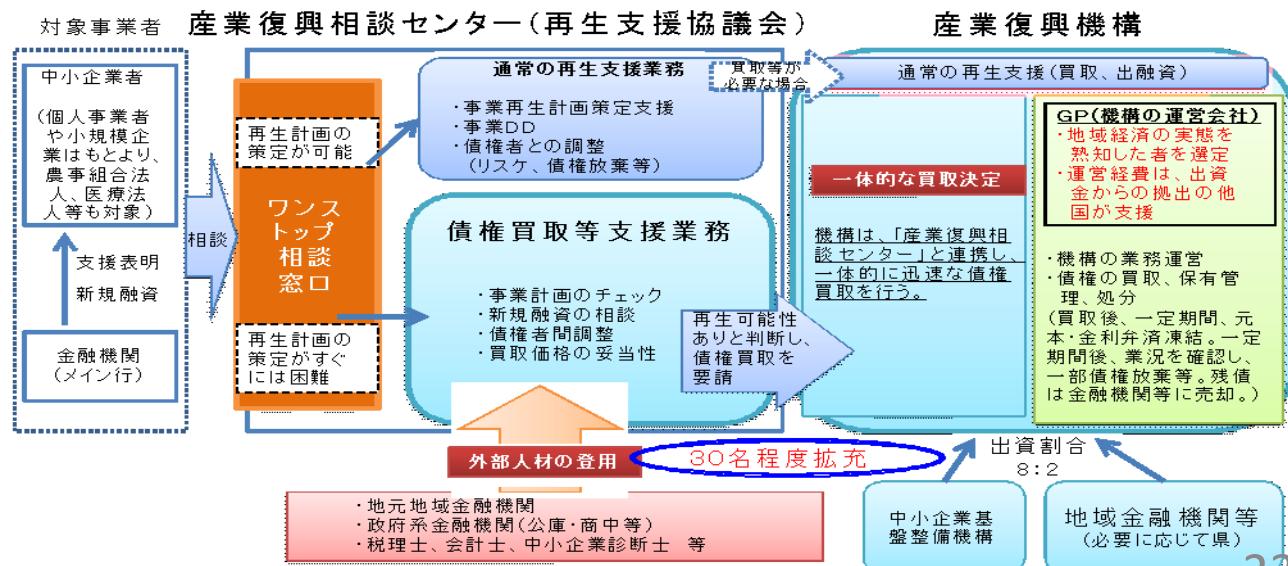
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設立され、平成24年3月5日より業務開始。金融機関等からの債権買取や被災事業者に対する出資、事業再生の専門家の派遣等を通じて、震災により被害を受けた中小企業等の再生を支援。

対象地域は、14都道県321市町村。



○産業復興相談センター／ 産業復興機構

被災県(岩手・宮城・福島・青森・茨城・千葉)において、二重ローン問題に関する相談窓口となる産業復興相談センターを設置するとともに、債権買取等を行う産業復興機構(岩手・宮城・福島・茨城・千葉)を設立し、被災事業者の事業再生を支援。



2-4-4 雇用確保に向けた取組

- 被災3県の雇用情勢は、全体として落ち着いてきているものの、沿岸部については人口減少等により震災前の水準まで回復していない地域もある。
- ミスマッチ（職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況）の解消、産業政策と一体となった雇用創出により、被災3県の被災者の就職支援を推進。

・雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援や職業訓練を実施。

《ハローワークの就職支援》

産業政策や復旧・復興需要で生じる求人をハローワークで開拓・確保するとともに、担当者制等により、個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談の実施や、職業訓練への誘導を行う。

また、水産加工業の求人の充足については、工場見学会を実施するなどして、人材の充足につなげている。

【実績】平成23年4月～平成26年6月 46.8万人以上の就職支援

《職業訓練の機動的拡充・実施》

介護、情報通信等の職業訓練コースの他、建設機械の運転技能を習得する特別訓練コースを設定する。

【実績】平成24年度開講コースの受講者数 11,421人、特別訓練コースの受講者数 468人

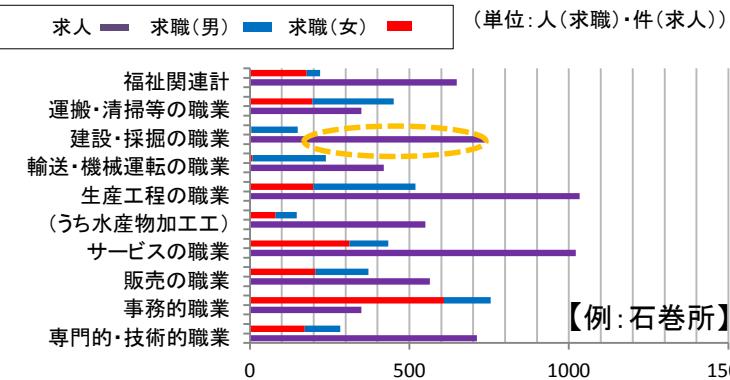
・地域経済の再生復興のための産業政策と一体となって、本格的な安定雇用の創出に向け、雇用創出基金などを活用した雇用支援を推進。

(平成25年度補正予算で基金積み増し:448億円)

・事業復興型雇用創出事業により、約1.4万人(平成24年度実績)の雇用創出

○課題＝ミスマッチ等

震災前と比較して建設業求人が増えているが、未経験者が就職困難。



特別訓練コースの実施
(岩手県宮古市)

【平成26年6月末現在】

有効求人倍率: 岩手1.08倍、宮城1.25倍、福島1.44倍
有効求人数: 約12.5万件

有効求職者数: 約9.9万人(※H23年3月約12.5万人)

新規求人数: 依然高水準(約4.6万件)

新規求職者数: 減少傾向(約2.7万人)

2-5 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

- 復興の加速化に向けて、復旧・復興の進捗状況を、被災者のニーズにあわせて分かり易くまとめ、情報共有を進め、見通しを明らかにしました。
- 関係機関を含めた情報ポータルサイトを作成。災害公営住宅等については地域毎に詳細情報を提供、随時更新。関係機関のHPも共通（復）「まるふくマーク」で分かり易くしました。

（1）見える化のワンストップ（復興庁HP）

- ・復旧・復興の進捗状況に係る国、県、市町村等の情報をワンストップで見られるポータルページを提供。

[復興庁トップページ]

ここで見える復旧・復興状況
(ポータルページ)

- ▶ 住宅・公共インフラの復旧・復興状況
- ▶ 医療・福祉・教育の復旧・復興状況
- ▶ 産業・生産の復旧・復興状況
- ▶ 地域からの復興情報
- ▶ 復まるふくマークについて

（2）「つちおと情報館」の提供

- ・住宅・公共インフラに係る事業概要、定点観測写真、工程表、地図情報等の詳細情報を、お住まいの地域毎にまとめ、視覚的に分かり易く掲載、随時更新。
(14事業374箇所[平成26年7月現在])

つちおと情報館[宮城県]
田子西地区 (たごにしちく)

クリック

復興アルバム(定点観測写真)「田子西地区」

事業概要:
田子西土地区画整理組合施行で面積16.3haの地域に整備した災害公営住宅。
南側は国道4号ハイバスに接続する都市計画道路定禅寺通り上田子線に接し、東側は仙台港及び仙台東部道路へ連絡する都市計画道路(幅員16m～17m)、鶴ヶ谷仙台港線に接する主要幹線の交差する位置にあり、JR仙山線「福田町駅」まで約1kmの交通利便性の高い地区。
地区的南側を商業用地とし店舗等の誘致を予定、北側街区内に中層住棟を配置し、屋上に太陽光発電用の蓄電池等を備える「エネルギーセーバー」を建設予定、また、地区内に障害児親子通園施設を併設する災害公営住宅事業。

事業主体:仙台市
造成予定戸数:176戸
完工予定:2015年3月
工程表(住まいの復興工程表)
事業範囲(地図情報)

（3）（復）「まるふくマーク」の共通利用

- ・復興庁HPでは、復旧・復興の進捗情報を探し易く、分かり易くするため、（復）「まるふくマーク」を掲載。
- ・被災3県の県・市町村や、国の関係機関等のHPにおける共通利用を推進。

(賛同71機関[平成26年7月現在])

※画面はイメージです。

2-6-1 被災地での人材不足対策

(平成26年3月1日現在)

【派遣元】

自治体 [常勤職員]

[任期付職員]

自治体以外

民間企業[従業員]

NPO法人[職員]

公務員OB

民間企業OB

青年海外協力隊帰国隊員

UR

等

【職員派遣】(総務省等)

- ・各省庁、知事会、市長会、町村会の協力により、全国の自治体から職員を派遣。(25.10.1時点で2,084人派遣)

【被災地派遣前提の任期付職員の採用・派遣】

- ・被災県又は被災地以外の自治体で、任期付職員を採用し、派遣。
(25.10.1時点での在職者数(職員派遣の内数)
被災県一県内市町村 207人、被災地以外の自治体→被災地 110人)

【任期付職員の採用】◆

- ・被災自治体において、復旧・復興に従事する任期付職員を自ら採用。
(25.10.1時点で928人在職)

【民間企業等に在籍のまま任期付職員・非常勤特別職として採用】◆

- ・民間企業や自治体の第三セクター等の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備。(25.10.1時点で27人採用)

【復興支援員】◆

- ・復興に伴う地域協力活動を通じコミュニティ再構築を図ることを目的に、特定地方公共団体から委嘱された被災地域内外の人材が、被災者の見守り・ケアや、地域おこし活動の支援等を実施。(25年度181人が活動)

【国家公務員の非常勤として採用】(復興庁)

- ・復興庁の非常勤職員等として採用し、市町村に駐在させる等の取組を実施。(25.3.1時点で134人を駐在。(他に常勤職員4人が駐在))
- 権利者調整事務等に精通している司法書士の採用を開始。(26.5.1第1号)

(事業に必要な職員・労力を減らす業務委託等の取組の実施)

【派遣(NPO等)】◆

【復興支援員】(再掲)◆

民間人材については、「WORK FOR 東北」が一元的な窓口となって、被災地に人材を派遣。(主に◆印の手法を活用)



【従業員採用(ハローワーク等)】

【派遣先(被災地)】

自治体 [常勤職員]

[任期付常勤職員]

[非常勤職員]

[市町村駐在]

公共性・公益性 のある団体

まちづくり会社、観光協会
商工会、NPO法人 等

民間企業

2-6-2 企業連携の推進

被災地の産業復興を後押しするため、復興庁では、民間企業と被災自治体、被災地企業と外部企業などが連携して展開する事業（企業連携事業）を次のような取組により支援している。

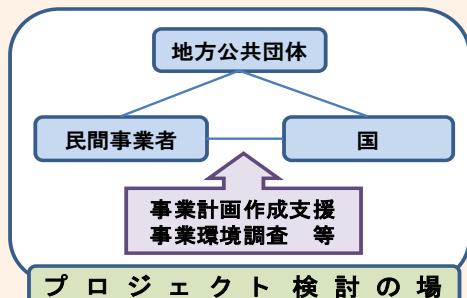
- 企業単体または企業間で連携して展開する事業のご相談を随時受け付け。
例)地元経済団体、金融機関などと連携して、商品・サービスの販売先や技術提携先などを紹介。
- 企業間の連携を生み出す対話の場を提供。
- 官民連携、企業間連携等により実施される事業のハンズオン支援を実施。
- 復興に関する事例集やメールマガジンの配信などの情報提供を実施。
- インターネットを活用したマッチング支援や復旧・復興に関する施策情報のデータベースを提供。

企業連携プロジェクト支援事業

国・被災自治体・民間事業者等が参加するプロジェクトの事業化（新商品開発や事業パートナー探し）を支援。

【支援実績】

平成25年度は7件のプロジェクトを支援。（平成24年度：7件支援）



地域復興マッチング「結の場」

被災企業の抱える課題を解決するため、大手企業等の経営資源とのマッチングを行う「結の場」を開催。



【開催実績】

平成24年11月28日石巻市
平成25年 2月13日気仙沼市
平成25年11月 7日南三陸町
平成25年12月 4日亘理町・山元町
平成26年 1月29日宮古市
平成26年2月6日福島市

復興事業事例その他の情報発信

- 企業による復興事業事例集を作成・公表。
- メールマガジンを発行し、定期的に情報提供。
- 国内外で復興の現状に係る企業向け説明会等を実施。



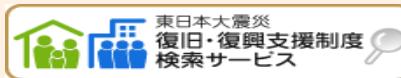
平成24年7月に開催された復興支援・対日投資フォーラム(米国)の様子



「被災地での55の挑戦
—企業による復興事業事例集—」
平成26年4月

インターネットを活用した事業者支援

- (財)全国中小企業取引振興協会が運営するビジネスマッチングサイトと連携して、被災事業者の販路開拓等のマッチングを支援。
- 復興庁が運営する「復旧・復興支援制度データベース」により、事業者が活用可能な各省庁及び自治体の支援制度の情報を提供。



復旧・復興支援制度データベース
URL:<http://www.r-assistance.go.jp/>

2-6-3 ボランティア・公益的民間連携

○NPO等のボランティア活動に対する被災地のニーズが多様化している中、ボランティア活動のニーズとその果たしている役割は依然として大きい。

- 多様なニーズに柔軟に対応するため、行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して取り組む必要がある。
- このため、NPO、ボランティア団体等が活動を円滑に進めるために必要な情報の提供や連絡調整、震災ボランティアの啓発・普及等を行っている。

1. 体制

○NPO等に精通した民間出身の非常勤職員の知見を活用するとともに、
岩手・宮城・福島の各復興局に「ボランティア・NPO等担当」を配置

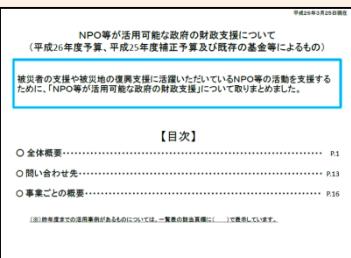
2. 役割

- 政府の取組に関し、NPO等への情報提供
- 復興に当たって行政・民間それぞれの多様な担い手の連携促進と、連携事例の収集・情報提供
- ボランティア活動全般の促進
- NPO等の活動に係る制度・手続きに関し、関係府省との相談・調整

3. 主な取組内容

NPO等への情報提供

○NPO等が息の長い支援活動を行えるよう、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、被災3県での説明会や全国のNPO等が集まる会議等で周知



「NPO等が活用可能な政府の財政支援について」
(平成26年3月25日現在)

多様な担い手の連携促進

- 行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して復興にあたるために参考となる「ロードマップ」を作成し、NPO等やその中間支援組織に説明
- また、「多様な担い手による連携事例」を公表・周知



「ロードマップ」
及び
「連携事例(第2版)」

ボランティア活動全般の促進

- ボランティア活動に携わる方々に、被災された方に寄り添う気持ちを持ち続け、被災地で更に活躍してもらうため、学生等に向けたキャンペーンやNPO等に向けたメッセージを発信



平成26年度「学生ボランティア促進キャンペーン」

2-6-4 「新しい東北」の創造に向けて①

趣旨・経緯

- 被災地は、**日本全国の地域社会が抱える課題（人口減少、高齢化、産業の空洞化等）**が顕著。単なる原状復帰ではなく、**復興を契機にこれらの課題を解決**。我が国や世界のモデルとなる**「新しい東北」を創造**。
- 平成26年4月18日に復興推進委員会で「『新しい東北』の創造に向けて（提言）」を取りまとめ。**5つの柱を中心に、地域社会の将来像を提示**。
- 「官」のみならず、「民」のノウハウや新たな発想が十分に活かされるよう、**官民連携で取組を推進**。

5つの柱

元気で健やかな
子どもの成長

活力ある
超高齢社会

持続可能な
エネルギー社会

頑健で高い回復力を
もった社会基盤

高い発信力を持った
地域資源の活用

推進に向けた枠組み



①官民連携を推進する情報基盤の整備

- 「新しい東北」官民連携推進協議会



取組分野や実施主体の別を超えて、取組に関する情報を一元的に共有

②先進的な取組の加速化と横展開

- 「新しい東北」先導モデル事業
 - 先駆的な取組を加速
- 復興交付金（効果促進事業）
- 各府省の施策に関する情報提供
- 住まいのこだわり設計事例集
 - モデル事業等の成果を横展開

③課題解決に取り組む人材の確保

○ WORK FOR 東北

- 被災地のニーズに応じ、企業等の専門人材を派遣
- 派遣人材に対する継続的なフォローアップを実施



④事業再生・創造に向けた環境整備

- 復興金融ネットワークの設立
 - 金融機関等による新たな資金供給の呼び込み
 - 資金供給を呼びめるようなビジネスモデル作りの支援

「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、先導的な取組を幅広く公募し、支援するもの。平成25年度は66事業、平成26年度は98事業を支援。

【平成26年度の事業例】

子どもの成長を育む地域の遊び場づくり

地域住民（ボランティア）の積極的な参加を得ながら継続的に「遊び場」活動を運営するノウハウをモデル化。外遊びや自然との触れ合いが子どもの成長に与える影響も踏まえつつ、地域コミュニティの再生に寄与する「遊び場」を実践。



「次世代型地域包括ケア」の推進

24時間対応の在宅医療・看護・介護等を目指し、医療関係者・自治体・NPO等が協働し、多職種連携システムを構築。地域包括ケアの推進に向けて、医療・介護系専門職を中心とした多職種研修や、市民向け研修会等を実施。



温泉熱を活かした六次化産業創出

活力ある「工コ温泉地」を目指し、温泉熱エネルギーを活用した植物工場による野菜・果物栽培、バイナリー発電の冷却水を利用した陸上養殖等を実施。これらの生産物による六次化商品の開発や、エネルギー体験型ツアー商品の開発を実施。



地域課題に応じた防災訓練モデル化

津波避難行動の習慣化を実現するため、産官学や住民等の多様な主体が連携し、地域の課題に応じた避難訓練手法、多世代にわたる住民参加の促進手法等をモデル化。



中山間地域における植物工場の活用

中山間地域においては、露地栽培では大規模化ができないところ、光・CO₂・栄養素等をすべて制御し、栽培環境を調整できる植物工場を導入・稼働。農業の所得向上を目指す取組。



「旅館」のブランド価値向上

グローバル市場における旅館の価値向上を目指し、海外からの予約が可能な旅館専用の予約サイトや、海外の旅行会社等との商流を活性化させる在庫管理システムを導入。



郷土料理である漁師料理の商品化

地域の未利用資源を活用し、三陸の郷土料理である「漁師料理」の調理済み冷凍食品として生産。都市圏に販売するなど販路を拡大。これを契機に、地域の生産者、加工者、販売者、流通者が参加するプラットフォームを構築。



「東北百貨店 推奨ブランド」の育成

百貨店の現役バイヤーの知識・情報力や、百貨店OBの経験を投入し、商品開発におけるキーポイントについてアドバイスを実施。また、全国の百貨店において、生産者・消費者・百貨店の情報交流の場を開催。



被災地で事業展開されている多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進

設立発起人

○経済団体
経団連会長、同友会代表幹事、日商会頭

○金融機関
政投銀社長、3メガ(みずほ、BTMU、SMBC)の頭取等、
信金中金理事長、全信組連理事長、
地銀(岩手、七十七、東邦)の頭取

○自治体
岩手県知事、宮城県知事、福島県知事

○大学
岩手大学長、東北大総長、福島大学長

○連携復興センター
いわて連復、みやぎ連復、ふくしま連復の代表等

「新しい東北」官民連携推進協議会

代表： 経団連会長、同友会代表幹事、日商会頭

副代表： その他の設立発起人団体のトップ等

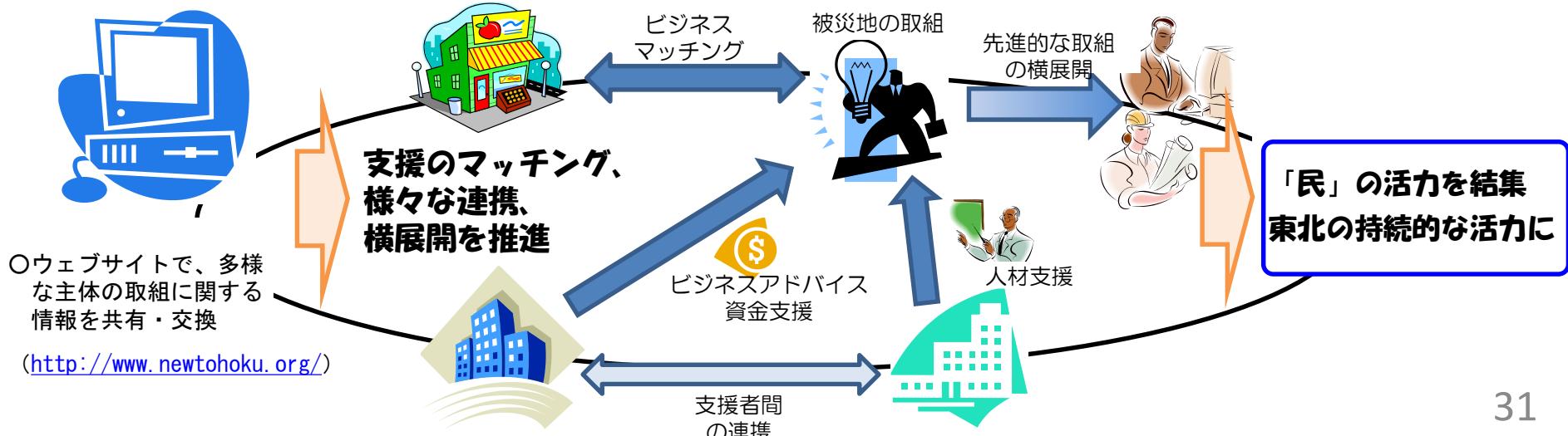
会員： 709団体・法人の役員等（平成26年4月時点。代表・副代表を含む。）
 ・ 経済団体（商工会議所、商工会等）
 ・ 各種協同組合（信金、信組等）
 ・ 民間企業（経済団体所属の企業）
 ・ NPO法人（連復の推薦法人）
 ・ 公益社団・財団法人
 ・ 独立行政法人、大学等
 ・ 地方自治体
 ・ 関係省庁

事務局： 復興庁（一部、みずほ総合研究所株式会社に委託）

活動内容： 専用ウェブサイトでの情報共有・交換（1月21日稼動）

会員交流会の開催（平成25年度：3月16日（仙台市）開催。

平成26年度：3回予定。第1回は9月29日（盛岡市）開催予定。） 等



2-6-4 「新しい東北」の創造に向けて④

(復興金融ネットワーク（官民連携推進協議会 投融資促進分科会）)

- 官民連携推進協議会の下に、復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）を設置（平成26年7月）。
- 金融機関等に産業復興に関する情報を積極的に提供し、被災地での新たな資金供給の創出を目指すとともに、被災地の事業者に対し、資金供給を呼びめるようなきめ細かな支援も実施。
- また、協議会に集約された様々な情報を最大限に活用し、事業化に向けた効果的な支援を実施。（人材支援や販路開拓支援等の情報も活用）

「新しい東北」官民連携推進協議会

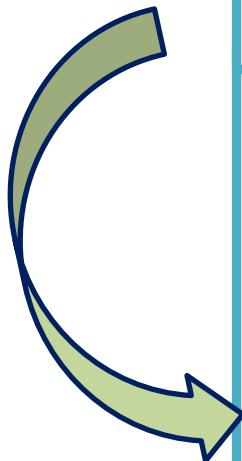
※ 幅広い主体がメンバー

- 被災地の復興に向けた様々な取組や支援制度について、取組分野、実施地域や主体を問わず、広く情報を集約。ウェブ上で、バーチャルな情報共有・交換を実施。
- 会員交流会を開催し、リアルな交流の場も提供。

【新設】復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）

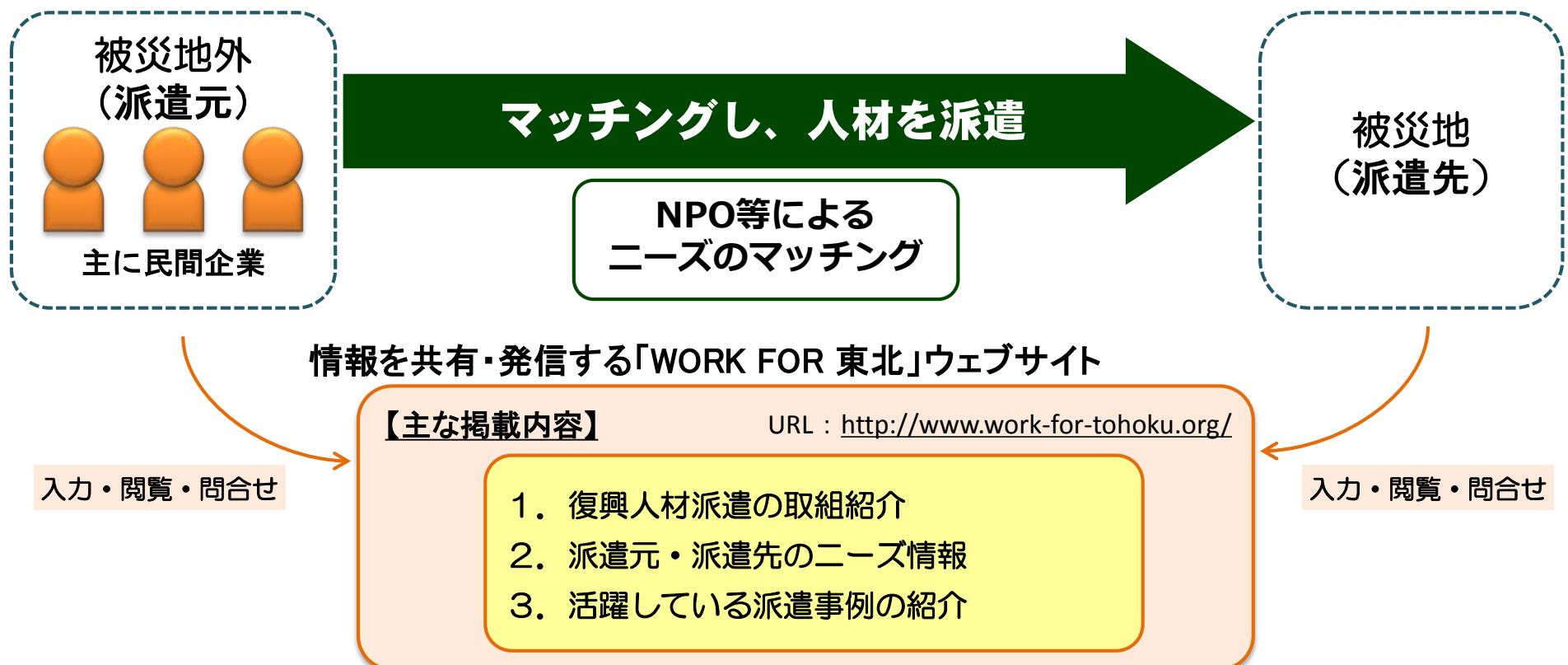
※ 金融機関等がメンバー

- ビジネスに特化した分科会を設置。（平成26年7月末現在、27団体が参加）
- 新たな資金供給の創出に向け、金融機関等に産業復興に関する情報（産業復興の現状、目標像等）を積極的に提供。
例：各種補助金等を受けた事業者の事業再建状況、優良事例等
- 併せて、事業者に対し、資金供給を呼びめるようなきめ細かな支援も実施。
 - ・ 被災事業者向けに、民間投資に関する情報を発信
 - ・ 「新しい東北復興ビジネスコンテストを通じたビジネスモデルのブラッシュアップ
 - ・ ビジネスマッチングの機会提供、事業者向けセミナーの開催、個別事業者への丁寧なフォロー



(「WORK FOR 東北」(復興人材プラットフォーム))

被災地が必要とする人材を、企業等から現地に派遣することを目的とした取組。
(マッチングの実施、関係情報の共有・発信) 【平成25年10月始動】



この他、情報を共有して連携を図る場（復興人材支援協議会※）を設置。

※主な構成員：経済団体、被災自治体、日本財団、NPO等、関係省庁（復興庁、総務省）

平成25年度 派遣実績

計17名 (企業派遣4名、個人派遣13名)
*1

平成26年度 派遣実績 (第1四半期)

計17名 (企業派遣1名、個人派遣16名)
*2

*1 株式会社リクルートライフスタイル1名、TOTO株式会社3名

*2 パナソニック株式会社1名

(「新しい東北」住まいのこだわり設計事例集)

- 人口減少・高齢化などの地域の課題を解決する「工夫」や、地域の魅力を引き出す「こだわり」を持った災害公営住宅の設計を事例集としてまとめ、展開。
- これらは、「新しい東北」の理念を具現化するハード面の実例が、まちづくりを進める被災地において、着々と浸透、拡大し、現実に動き出したことの表れ。

(1) コミュニティ形成への配慮

(高齢者標準(低下した高齢者の身体・認知機能を標準とする)による活力ある超高齢社会)

- 住居の居間を共用部分側に配置し、挨拶や立ち話などの交流を生み出す「リビングアクセス」を導入。広く明るい共用廊下を縁側や前庭のように使用できる。

[宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜立花地区]

**(2) 子育て・見守り**

(元気で健やかな子どもの成長を見守る社会)

- 住居2棟をコミュニティ・デッキでつなぎ、中庭を憩いと子どもの見守りの場とする設計。

[宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜地区]

**(3) 自然再生エネルギーの採用(エコタウン)**

(持続可能なエネルギー社会(自律・分散型エネルギー社会))

- 屋上に太陽光発電設備を設置しつつ、各戸に家庭用エネルギー管理システム(HEMS)を設置。創エネ・省エネを推進。

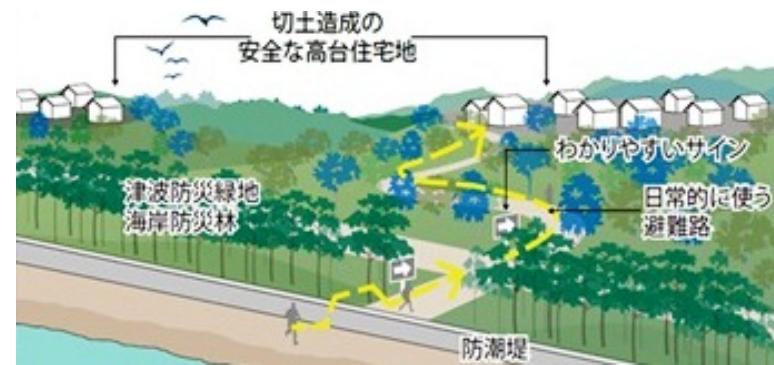
[福島県南相馬市原町大町第二地区]

**(4) 防災、安心・安全**

(頑健で高い回復力を持った社会基盤(システム)の導入で先進する社会)

- 切土造成の安全な高台に造られた住宅地へは、海岸部の防潮堤から避難路をわかりやすく示した表示板により迷わず誘導。

[宮城県七ヶ浜町花渕浜地区]

**(5) 地域の魅力を支援**

(高い発進力を持った地域資源を活用する社会)

- 外観は木材を見せるなど、周辺環境に調和した団地。

地場産材活用として、全使用木材531m³のうち約66%の353m³は県産材を使用。

[岩手県野田村
門前小路第2地区]



福島復興再生特別措置法

[平成24年3月31日施行]

- 福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的な責任を踏まえ推進を目的

福島復興再生基本方針

[平成24年7月13日閣議決定]

- 法の基本理念に則し、福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るために基本的な方針

重点推進計画(県作成)

[平成25年4月26日認定]

- 基本方針に即して、再生可能エネルギーや医療機器関連産業等の新たな産業創出の取組を推進する計画

産業復興再生計画(県作成)

[平成25年5月28日認定]

- 基本方針に即して、福島の産業の復興・再生の推進を図る計画

被災者支援(子ども被災者支援法基本方針)

[平成25年10月11日閣議決定]

施策の展開
を加速

風評被害対策(風評対策強化指針)

[平成26年6月23日復興庁策定]

福島県全体

避難12市町村

グランドデザイン

[平成24年9月4日復興庁策定]

基本的な考
え方を提示

- 避難12市町村全体の概ね10年後の復興の姿と、それに向けた国の取組姿勢をまとめたもの

避難解除等区域復興再生計画

[平成25年3月19日総理決定]
[平成26年6月20日改定]

- 基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進する計画

早期帰還を目指す区域

早期帰還・定住プラン

[平成25年3月7日復興庁策定]

- 早期帰還を目指す区域等における政府の取組をとりまとめ。

広域

- 子ども被災者支援法に基づき、支援施策の推進に関する基本的方向や支援対象地域を定めるとともに、各種の支援施策を取りまとめ

全国

- 原子力災害による風評被害を含む影響に対する政府の取組とりまとめ

(平成25年3月7日公表)

- 国は避難指示解除を待つことなく、前面に立って以下の施策を速やかに実行に移す。
- これにより、今後1、2年で帰還を目指すことが可能となる区域等において、避難住民の早期帰還・定住を実現する。

区域見直しの完了

避難指示の解除

早期帰還の実現

第1フェーズ：環境整備・帰還準備の本格化

第2フェーズ：早期帰還の実現

<プランの内容>

①生活環境の整備

- ・医療・福祉体制の確保
- ・商業施設の再開
- ・その他、地元ニーズに対応したきめ細やかな対応（避難住民の再会、コミュニティバス運行等）
- ・その他、地元ニーズに対応したきめ細やかな対応（避難住民の再会、コミュニティバス運行等）

②産業振興・雇用の確保

- ・立地補助金や税制優遇措置による企業の誘致・再開
- ・廃炉等の研究開発拠点の整備 等

③農林水産業の再開

- ・復旧を迅速に進めるための技術職員の派遣
- ・営農再開に向けた農地の保全管理の取組 等

①インフラの早期復旧

- ・工程表に基づく復旧／福島特措法の改正 等

②災害廃棄物等の処理の着実な実施

- ・避難指示解除準備区域を優先的に実施 等

③除染・中間貯蔵施設の着実な進展

- ・除染の着実な実施／除染と復興関連目的の同時達成に向けた取組／中間貯蔵施設についての丁寧な説明 等

④安全・安心に向けた取組

- ・福島第一の安全性確保／廃炉の確実な実施／リスクコミュニケーション／きめ細かな放射線モニタリング 等

⑤十分な予算の確保と柔軟な執行：福島復興再生総局による即断即決／技術的な専門人材の派遣 等

⑥賠償の丁寧かつ迅速な対応：住民の生活再建が一日も早く進むよう、円滑な賠償を実施 等

今後の流れ

住民の生活再開にあたって
取り組むべき3つの重点分野

- 今後1、2年のうちに住民の帰還のために必要な環境整備を行うべき区域を擁する自治体について、順次、早期帰還に向けた具体的な筋道を示す工程表を策定し、時間軸を示しながら取組を進める。

- 原子力災害被災自治体の置かれている状況が異なることを踏まえ、住民の帰還・定住を加速するための取組を自治体毎に整理し提示(平成26年7月までに 広野町、楢葉町、川内村、田村市、南相馬市、川俣町について 公表)。
- 国、県、市町村等の関係者が時間軸の下で全体の工程を共有。
- 住民の方々にとって帰還のために必要な環境の整備の進捗状況、今後の見通しを具体的に提示。

• 川内村の例

新たに整備している特別養護老人ホームについて、平成26年度中に入居を開始する旨記載

整備すべき生活環境	環境整備の目標及び主な実施内容	平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度以降	村担当課	
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月			
医療・福祉	<p>【目標】 ・村内で必要な福祉・介護サービスが受けられるようにする。</p> <p>【主な実施内容】 ① 「ゆふね」内のデイサービスを回復する。 《平成24年4月から実施中》</p> <p>② 訪問介護体制を充実・強化する。(登録ヘルパー数 2名→5名) 《平成26年度から実施予定》</p> <p>③ 新たに特別養護老人ホーム(80床)を開設する 《平成26年度中入居開始》</p>														保健福祉課	
						ゆふねのデイサービスの回復、提供				訪問介護体制の充実・強化						

※実際の工程表とレイアウトは若干異なる。

(福島再生加速化交付金の創設①【平成25年度補正予算 512億円】 【平成26年度予算 1,088億円】)

事業概要・目的

- 福島は、区域見直しが全域で完了し、今後は避難指示解除を経て、住民帰還、更には新規転入も含めて、復興の新たな段階を迎える。
- 復興の動きを加速するために、町内復興拠点整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の新たな施策と、現行では個別に実施していた長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括し、「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱として新たに創設する。
- 既存の交付金と併せて大括り化し、事業メニューを多様化することで、使い勝手が良く、より広くきめ細かなニーズに対応可能となる。他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用する。

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域：避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

(2) 対象事業

【既存交付金等】

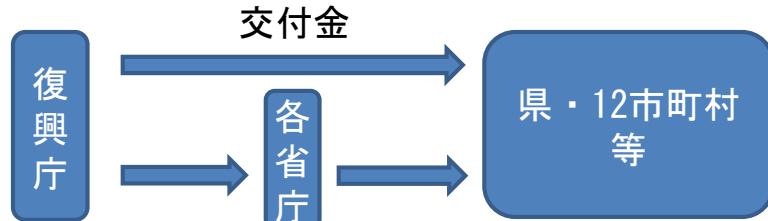
- 長期避難者の生活拠点の形成
 - ・災害公営住宅の整備 等
- 福島定住対策
 - ・子どもの運動機会確保(全天候型運動施設の整備)等
- 地域の希望復活応援事業(帰還加速事業)の一部

一括化

【新たに追加する施策】

- 町内復興拠点等、生活拠点の確保(公的賃貸住宅整備等)
- 放射線不安を払拭する生活環境の向上
- 放射線への健康不安・健康管理対策
- 社会福祉施設の整備
- 営農再開等に向けた環境整備(農地・農業用施設の整備等)
- 商工業再開に向けた環境整備(産業団地整備等)

資金の流れ



期待される効果

○長期避難者の生活拠点整備、福島への定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、今春以降、一部地域から避難指示解除が始まることが期待される福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

○は既存交付金、◎は新規事業

生活拠点の確保

- 町外コミュニティ(復興公営住宅)の整備
(既存予算(コミュニティ復活交付金)の継続)
- ◎ 町内復興拠点の形成
(帰還者、新規転入者のための公的賃貸住宅の整備)

【町内外の復興拠点整備、コミュニティ形成】



生活環境の向上

- ◎ 線量低減効果のある、又は放射線不安を払拭するきめ細かな生活環境向上(花壇、道路側溝有蓋化、遮蔽板等)
- ◎ 安心できる生活用水の確保(簡易水道整備、井戸掘削等)
- 全天候型運動施設の整備
(既存予算(子ども元気復活交付金)の継続)

【花壇設置(線量遮蔽)】



【全天候型運動施設整備】



【生活用水確保】



健康管理・健康不安対策、社会福祉施設整備

- ◎ 個人線量計の配布、線量のデータ収集・分析
- ◎ 放射線・健康・生活に係る相談員の配置
- ◎ 介護福祉施設、児童福祉施設等の整備



【相談員配置】



【個人線量計配布】



【介護福祉施設整備】

農林水産業、商工業再開に向けた環境整備

- ◎ 農地・農業用施設等の生産基盤及び生活環境の整備
- ◎ 産業団地等の整備、事業所等の整備

【農地整備】



【産業団地等の整備】



長期避難者等のための生活拠点の検討に当たって

1. 復興計画の策定

各町において、長期避難者対策等を策定
飯舘村(H24.8),大熊町(H24.9),富岡町(H24.9),
浪江町(H24.10),葛尾村(H24.12),双葉町(H25.6)

2. 住民意向調査の実施

国、県、避難元市町村において、長期避難者に対する支援策の具体化等のため、今後の生活再建に向けた意向等を把握

3. 長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会

国、県、受入市町村、避難元市町村において、生活拠点整備のための諸課題等を検討

- ・長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整 他

交付金制度の創設

「コミュニティ復活交付金」

平成25年度当初予算	503億円※1
平成25年度補正予算	512億円の内数※2
平成26年度当初予算	1,088億円の内数※2

※1 旧長期避難者生活拠点形成交付金

※2 福島再生加速化交付金の内数

復興公営住宅の整備

原発避難者向けの復興公営住宅を整備

基盤整備等の推進

避難者の増加に対応する道路改良や
学校施設整備などの実施

新たな 生活拠点 への移転

- ・復興公営住宅の整備を中心に、受入市町村の基盤整備等を推進
- ・コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施

ソフト施策の実施

上記と一体でコミュニティ維持や健康管理などの
ソフト施策を実施

長期避難者の生活拠点の検討のための協議会

◆ 設置趣旨

避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、避難指示区域が設定されている、または、かつて設定されていた市町村（避難元市町村）及び避難元市町村からの避難者を受け入れている市町村（受入市町村）からなる協議会を設置する。

◆ 協議事項

長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整 他

◆ 構成

協議会

- 復興大臣
- 避難元市町村の首長
- 福島県知事
- 受入市町村の首長（代表）等

事務担当者会議（全体会）

• 国

• 福島県

• 避難元市町村

• 受入市町村

事務担当者会議（個別部会）

- 福島市
- 国
- 福島県
- 浪江町
- 飯館村

- 会津若松市
- 国
- 福島県
- 大熊町

- 郡山市
- 国
- 福島県
- 富岡町
- 大熊町
- 双葉町

- いわき市
- 国
- 福島県
- 富岡町
- 大熊町
- 双葉町
- 浪江町

- 白河市
- 国
- 福島県
- 富岡町
- 双葉町

- 二本松市
- 国
- 福島県
- 双葉町
- 浪江町

- 田村市
- 国
- 福島県
- 大熊町

- 南相馬市
- 国
- 福島県
- 双葉町
- 浪江町
- 飯館村

- 本宮市
- 国
- 福島県
- 大熊町
- 浪江町

- 桑折町
- 国
- 福島県
- 大熊町

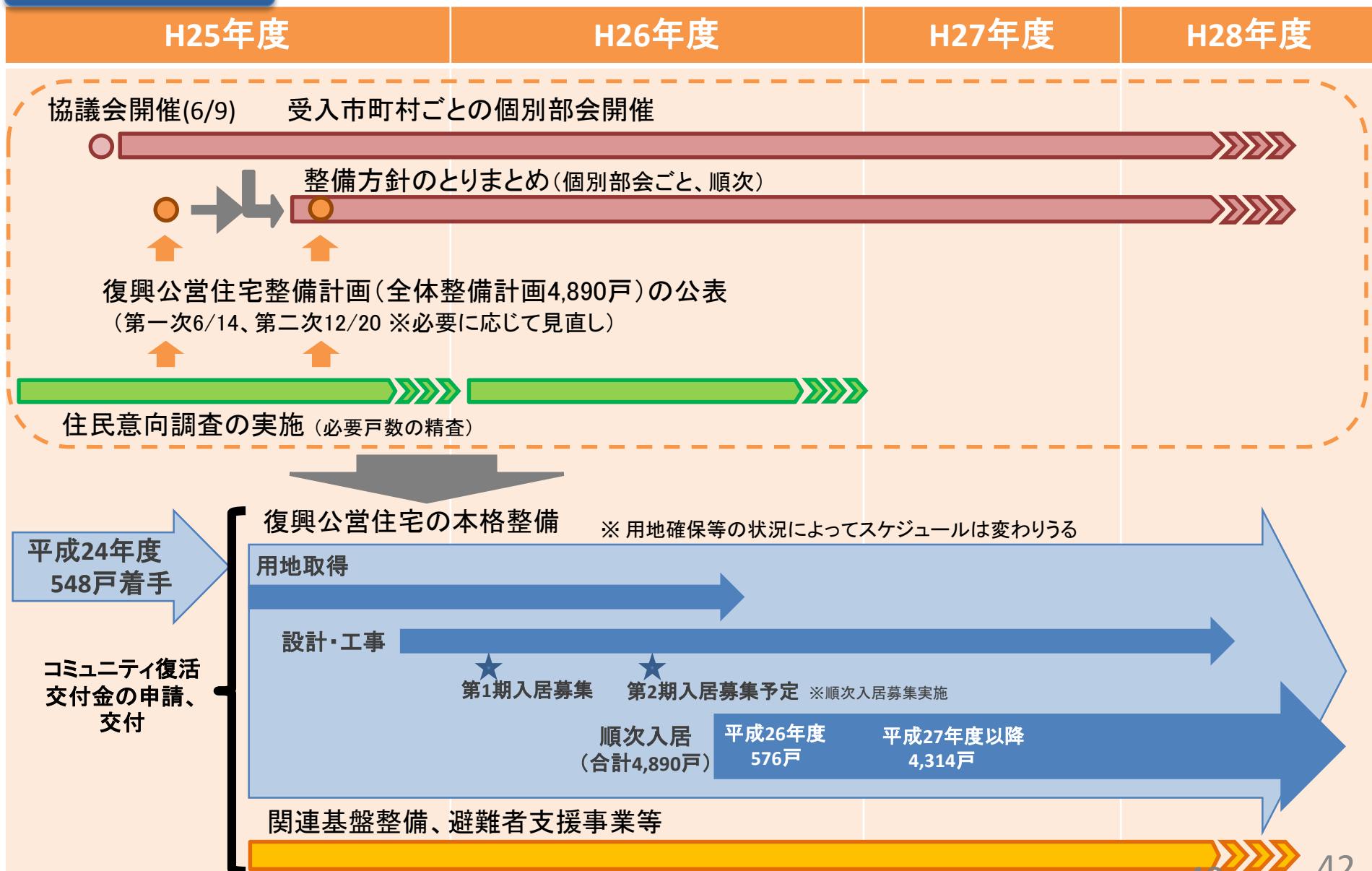
- 川俣町
- 国
- 福島県
- 飯館村

- 大玉村
- 国
- 福島県
- 富岡町

- 三春町
- 国
- 福島県
- 富岡町
- 葛尾村

- 広野町
- 国
- 福島県
- 富岡町
- 大熊町

スケジュール



復興公営住宅の整備計画

これまでに実施した住民意向調査の結果を基に、復興公営住宅の概ねの整備戸数を算出。

今後の住民意向調査の結果等により、適宜見直しを実施。（※平成25年12月20日付けで整備戸数の見直しを実施。）

整備戸数：全体で4,890戸

福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	二本松市	南相馬市	川俣町	三春町	桑折町、大玉村、川内村ほか
430戸	100戸	570戸	1,760戸	340戸	900戸	170戸	220戸	400戸

進捗状況

（平成26年7月11日時点）
既に3,931戸の整備に着手。平成26年秋頃から順次入居予定。

市町村	予定戸数	事業主体
福島市	294戸	福島県営・飯舘村営
会津若松市	100戸	福島県営
郡山市	570戸	福島県営
いわき市	1,562戸	福島県営
白河市	40戸	福島県営
二本松市	270戸	福島県営
田村市	18戸	福島県営
南相馬市	564戸	福島県営
本宮市	61戸	本宮市営※1
桑折町	25戸	桑折町営※1
川俣町	118戸	福島県営・川俣町営※2
大玉村	67戸	大玉村営※1
三春町	217戸	福島県営・葛尾村営
川内村	25戸	川内村営※2

※1 避難元市町村との協定に基づくもの ※2 町村内の避難指示区域内からの避難者のための住宅

コミュニティ復活交付金（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成））を活用して、復興公営住宅の整備を中心に、避難者受入れに伴う基盤整備、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成。

入居予定期

平成26年 7～9月 23戸	平成26年 10～12月 60戸	平成27年 1～3月 493戸	平成27年度 以降 4,314戸
----------------------	------------------------	-----------------------	------------------------



復興公営住宅モデルルーム
(いわき市小名浜)

復興公営住宅イメージ
(県営桜ヶ丘団地(喜多方市))



子どもの運動機会の確保に向けて

平成25年度に創設した「子ども元気復活交付金」^(注)の活用により

- 原発事故の影響により減少した子どもの運動機会を確保するため、地域の運動施設、遊具の更新等を実施。
- 運動施設等のハード整備と一体的なソフト事業(プレイリーダーの養成等)も実施可能。
- 本宮市のスマイルキッズパークのリニューアルなど、運動施設41カ所、遊具の更新565カ所を採択。

(参考URL) http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140508_seibijoukyou.pdf 「子ども元気復活交付金を活用した施設整備の状況について」

(注) 平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合

多様な運動機会の創出 【本宮市】

- 子どもたちが安心して遊ぶことができる場所として、既存の屋内運動施設(スマイルキッズパーク)を増築し、平成25年11月にリニューアルオープン。
- ハード整備に加えて、子どもがいきいきと遊ぶことのできる環境をつくる「プレイリーダー」を養成することで、子どもたちやその親たちが安心して活動できる空間を提供。
- 屋内運動施設に併せて、隣接する「記念樹の杜」にて、屋外遊び場を整備することにより、多様な運動機会を提供予定。



リニューアルオープン時の様子



プレイリーダー養成研修



屋外遊び場の整備イメージ

体力向上に向けた遊具更新 【田村市など】

公園や小学校において、遊具の更新を行う際に、子どもたちが楽しみつつ、体力向上も期待できる創意工夫を凝らした遊具等を設置。



避難指示解除準備区域等の公共インフラの本格的な復旧(工程表)

- 警戒区域等が見直された市町村を中心に、公共インフラ復旧の工程表を作成し、本格的な復旧に着手。
- 平成25年3月までに10市町村(広野町・田村市・川内村・南相馬市・楓葉町・飯舘村・富岡町、浪江町、葛尾村、川俣町)の工程表を段階的に作成し、関係各省、福島県、当該市町村ホームページにて公表。
- 事業の具体化に応じて対象事業を拡充し、節目節目で見直しも実施。
- 「早期帰還・定住プランの工程表」の策定に合わせ、被災施設の復旧のみならず、早期帰還に資する新たな整備事業も対象とした見直しを順次実施(平成25年11月より、広野町、楓葉町、川内村、田村市の見直し)。

工程表の内容

- ① 国、県、市町村等の事業を対象に作成
- ② 対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方を記載
- ③ 上記の基本的考え方即して、対象事業ごとに復旧・整備の目標を工程図で表示
- ④ 事業の進捗をわかりやすく示すため「前年度の成果」と「当年度の目標」を記載

工程表の作成趣旨

- ① 当面3か年の復旧・整備の見通しを「見える化」し、帰還を目指す住民の方々や地域の関係者とも共有化すること。
- ② 工程表は、各施設管理者における進捗管理の基礎となるものであることから、各施設管理者において作成する。
- ③ 早期帰還に向けての具体的な道筋を示す「早期帰還・定住プランの工程表」の基礎となる。

対象事業及び作成単位

- 市町村単位で作成する事業(例)
海岸、河川、上・下水道、農地・農業用施設、市町村道、海岸防災林の再生、医療施設、学校施設 等
- 路線、施設単位等で作成する事業(例)
し尿処理施設、下水汚泥処理施設、廃棄物処理施設、国道・県道・常磐道、鉄道、漁港等 等

工程表公表の履歴

- H24.8～H25.3：南相馬市、田村市、川内村、広野町、飯舘村、楓葉町、富岡町、浪江町、葛尾村、川俣町 公表
- H25.6：平成25年度予算成立を踏まえ 10市町村見直し
- H25.11：川内村、広野町、楓葉町の見直し
- H25.12：田村市の見直し
- H26.6：平成26年度予算成立を踏まえ 10市町村見直し

■工程表のイメージ

事業	整備主体	被災／稼働状況	H25年度に実施したこと(成果)	H26年度に実施すること(目標)	平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度以降	備考・ポイント等
					4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
○○事業					●	調査	●	査定	●	工事	●	→						
※※事業					●	査定	●	工事					●	→				
△△事業					●	調査	●	査定	●	工事	●	→						

2-7-2 個別課題への対応④（風評対策強化指針の概要）

復興庁

Reconstruction Agency

平成25年11月に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」(平成25年4月2日公表)のフォローアップを実施した。未だに根強く残る風評被害の現状に鑑み、風評対策のさらなる強化を図るために、平成26年6月に「風評対策強化指針」(平成26年6月23日公表)を取りまとめ、現在、下記の3つの強化指針に基づき、官民を挙げて、更なる風評対策の推進を図っている。

強化指針1. 風評の源を取り除く

- (1) 世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく
放射性物質検査の徹底による食品安全の確保
- ・福島県産米を全袋検査
➤99.9997%が基準値以内(平成26年5月31日時点)
 - ・水産物の放射性物質調査の継続とわかりやすい公表
➤福島県:98.1%が基準値以内(平成26年5月31日時点)
(参考) 食品中の放射性セシウム濃度 の基準値(ベクレル/kg)



日本	EU	アメリカ	コーデックス
一般食品 100	一般食品 1,250	一般食品 1,200	一般食品 1,000
介入レベルを年間1mSvと設定し、一般食品では、50%が基準値相当汚染されると仮定	介入レベルを一般食品で年間1mSvと設定し、全食品の10%が規制値相当汚染されていると仮定	預託実効線量5mSvを採用し、食事摂取量の30%が汚染されていると仮定	介入レベルを年間1mSvと設定し、全食品の10%が汚染地域由来と仮定

(2) 徹底した汚染水対策等の実施と情報発信

- ・凍土壁 平成26年6月～着工
- ・海洋モニタリングの継続とわかりやすい公表



強化指針2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

(1) 放射線に関する情報提供の総点検

- 従来のリスク資料のポイントをより簡潔に整理し発信
- ホームページ上の情報を分かりやすく見直し
- 水産物のモニタリング結果(3年分)を総括した報告書を内外に発信
⇒こうした優れた取組を他省庁にも横展開を図る



(2) リスク活動の更なる推進

・食品中の放射性物質に関するリスクの全国展開

- 発災後3年間で全国300回以上の意見交換会を実施
- 平成25年度で約3,400名(当初目標の約1.5倍)のコミュニケーターを養成
- ・「放射線リスクに関する基礎的情報」(冊子)の活用拡大
➤学校、病院、公共施設等を通じて、住民・保健師等に幅広く発信

強化指針3. 風評被害を受けた産業を支援する

- (1) 「食べて応援しよう！」の実施・拡大
- ・各省庁の食堂・売店での被災地産食品の利用・販売
 - ・民間企業における「社内マルシェ」の実施



- 発災後3年間で、累計920件の実施
食堂での食材利用:166件
食品販売フェア等:666件
セミナー・シンポジウム:88件



経団連等に対し、会員各社による「社内マルシェ」等の取組拡大、贈答品等での活用を要請。

(2) マスメディアを活用した「福島ブランド」の発信

- ・TOKIOなど福島に想いのある人を通じた農産物等の魅力をPR
- ・福島県内のがんばる生産者を激励、応援



(3) 国内外からの被災地への誘客促進

- ・福島県への修学旅行等(震災前:約70万人泊→平成25年:約32万人泊)の回復に向けた対策の強化

・海外メディア・海外旅行会社の招請による訪日旅行魅力のPR

(4) 諸外国の輸入規制の緩和・撤廃に向けた粘り強い働きかけの継続

- ・豪州をはじめ13か国が規制を撤廃。
シンガポール、EU等で規制を緩和。

平成24年1月1日に全面施行した放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針にのっとり、環境省を中心に除染を推進。人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施。除染に伴い発生した土壤等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分する。

除染特別地域(国直轄地域)

- 国が直接除染を行う地域。警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の11市町村(※)を指定。
- 各市町村の意向を踏まえつつ、それぞれの特別地域内除染実施計画を策定し、それに沿って取り組む。

※楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域。田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。

汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)

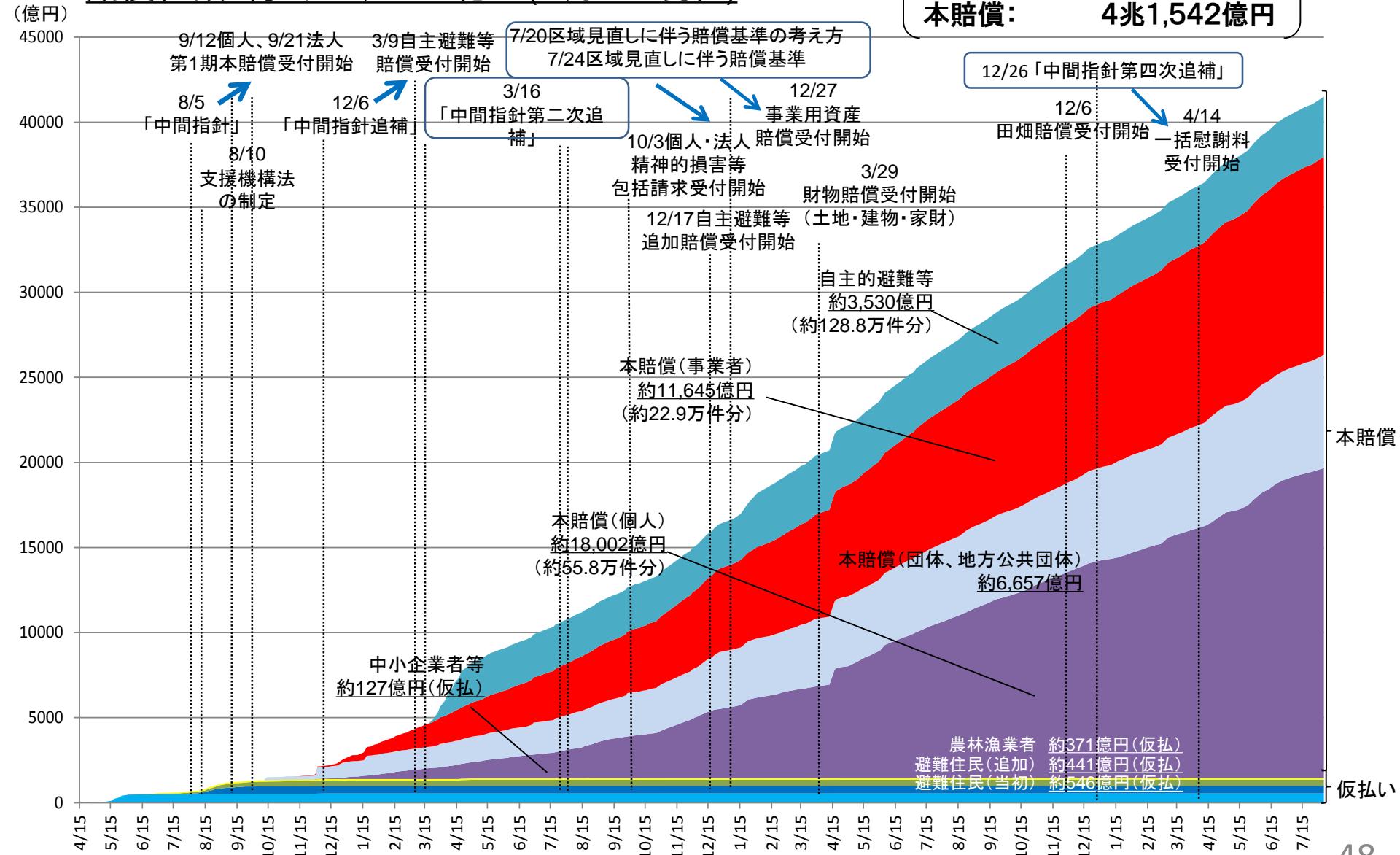
- 市町村が中心となって除染を行う地域。平均的な放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む8県(※)100市町村を汚染状況重点調査地域として指定。
- 各市町村が行った調査測定の結果などを踏まえて策定した除染実施計画に基づき除染を推進。
- 国は、財政的措置や技術的措置を講ずる。

※岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県

2-7-2 個別課題への対応⑥ (賠償①)

賠償総額: 約4兆1,542億円(8月1日現在)

仮払い: 1,502億円
本賠償: 4兆1,542億円



2-7-2 個別課題への対応⑥ (賠償②)

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に則り、東京電力より財物賠償、精神的損害賠償等を実施している。また、平成25年12月にまとめられた中間指針第四次追補を元に、生活の再建を図るための住居確保に係る賠償（平成26年7月）、一括慰謝料の賠償（平成26年4月）を開始している。

(1) 不動産(住宅・宅地)に対する賠償(財物賠償)

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償。

(2) 住宅確保に係る損害賠償

帰還にともなう住居の修繕・建替え費用等、移住に伴う新たな住居や土地取得の費用等について、事故前の財物価値を超えて負担した費用を賠償。（平成26年7月申請受付開始）

- ① 帰還に伴う住居の修繕・建替え、移住に伴う新たな取得費用は、元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%までを賠償。（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8~10割までを賠償。）
- ② 移住に伴う宅地の賠償は、従来のお住まいが帰還困難区域等の場合は、新たに取得した土地の価格と従前の土地の価格の差額を賠償。
その他の区域にお住まいで移住される場合は75%を賠償。

※従前借家の方には、帰還、移住に応じた定額での賠償を行う。

(3) 家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
 - ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。
- ※事故発生時に所有していた仏壇を対象として、定額40万円または個別査定に基づいた時価相当額で賠償。（平成26年3月より申請受付開始）

(4) 精神的損害賠償

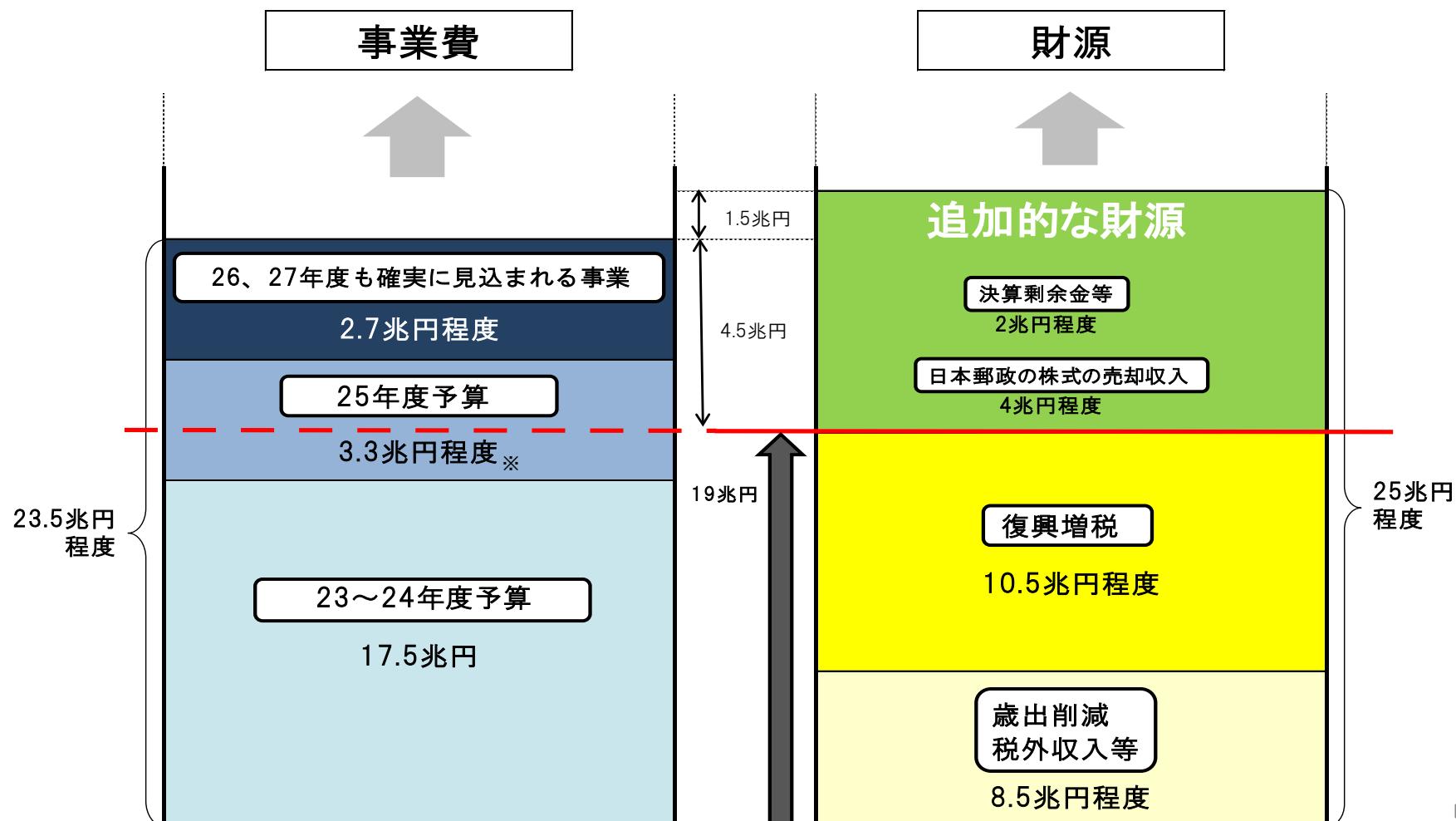
- ① 帰還困難区域等については、見通しのつかない長期間にわたり帰還できないため、そこで生活の断念を余儀なくされたことに対する精神的損害を将来分も含め、一括で賠償（一人当たり700万円 平成26年4月より申請受付開始）。
- ② 居住制限区域、避難指示解除準備区域については、避難指示解除後、相当期間経過後まで一人当たり月10万円を支払う。

(5) 営業損害・就労不能損害に対する賠償

- ① 営業損害として、逸失利益等の損害を賠償。
- ② 一定期間毎における実損害を賠償する方法と、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法から選択可能。

(ア) 給与所得	: 事故後3年間（賠償は平成27年2月末まで継続）
(イ) 農林業以外の業種	: 事故後4年間
(ウ) 農林業	: 事故後6年間
- ③ 営業・就労再開等による収入は控除しない。（②(ア)給与所得には適用していない。）
- ④ 事業再開費用等を賠償。（帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、一括払いの対象期間終了後の風評被害等についても別途賠償。）

- 「集中復興期間」(平成23年度～平成27年度)における復旧・復興事業の規模と財源について、以下のとおり見直し(5年間19兆円程度を25兆円程度)を決定。
- 今後は、毎年度の予算編成において、被災地の復旧・復興に必要な施策・事業を見直したうえで、そのための財源の検討を行い、必要な予算を確保する。また、これを踏まえ、事業規模と財源の枠組みについて、必要に応じ、見直しを行う。



*原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

○ 東日本大震災復興関係経費 5,638億円

(1) 福島の再生 1,719億円

- 福島再生加速化交付金 512億円
- 再エネ・IT等の実証研究・拠点整備事業 378億円
- 農業の復興 22億円
- 除染の加速 804億円

等

(2) 復興まちづくり 1,606億円

- 東日本大震災復興交付金 611億円
- 災害復旧 650億円
- 復興道路等の整備 259億円
- 農林水産基盤の整備 87億円

(3) 産業の復興 1,329億円

- 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 330億円
- 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 204億円
- 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業 325億円
- 水産業共同利用施設等の整備 22億円
- 産業政策と一体となった被災地の雇用支援 448億円

(4) 被災者支援 298億円

- 被災者の住宅再建に係る給付措置(「住まいの復興給付金」) 250億円
- 災害援護貸付金・災害弔慰金等負担金 43億円

等

<各府省所管> 685億円

- 学校の耐震化(文部科学省)
676億円

等

<復興財源の補填>

- 復興特別法人税の前倒し廃止に伴う
復興財源の補填 8,000億円

復興特別会計

(3兆6, 464億円)

<内訳> (1兆4, 023億円)

○震災復興特別交付税 5, 723億円

○復興加速化・福島再生予備費 6, 000億円

○復興債費 921億円

○全国防災 1, 159億円

○その他 220億円

復興庁所管

(2兆2, 441億円)

<具体例>	復興交付金	3, 638億円
	福島再生加速化交付金	1, 088億円
	地域の希望復活応援事業	80億円
	福島避難解除等区域生活環境整事業	19億円
	復興推進調整費	50億円
	「新しい東北」先導モデル事業等	16億円 等

復興関係事業費の一括計上

(1兆7, 481億円)

○被災者支援	1, 117億円
○まちの復旧・復興	9, 658億円
○産業の振興・雇用の確保	1, 293億円
○原子力災害からの復興・再生	5, 413億円

3-1 復興関係予算①

区分	平成22年度		平成23年度		
	予備費(億円)	予備費(億円)	1次補正予算(億円)	2次補正予算(億円)	3次補正予算(億円)
被災者支援	678	503	8,760	3,011	3,517
生活支援	603	503	5,237	3,011	481
教育・医療・福祉	—	—	1,473	—	1,835
救助活動	59	—	2,009	—	770
その他	17	—	40	—	431
インフラ等復旧、まちづくり	—	—	21,223	—	39,117
災害廃棄物等処理	—	—	3,519	—	3,860
公共事業(災害復旧)	—	—	10,441	—	8,706
施設等の災害復旧等	—	—	5,041	—	4,358
復興に向けた公共事業等	—	—	546	—	2,161
住宅	—	—	1,676	—	4,421
その他	—	—	—	—	—
東日本大震災復興交付金	—	—	—	—	15,612
産業の振興・雇用の確保	—	—	8,581	2,223	21,129
産業振興	—	—	7,875	2,223	16,662
災害関連融資	—	—	5,672	680	6,861
中小企業への支援・立地補助事業等	—	—	213	1,349	3,677
農林水産業の復興支援	—	—	1,990	194	3,182
研究開発・再生エネルギー等	—	—	—	—	2,943
雇用の確保	—	—	514	—	3,819
その他	—	—	192	—	648
原子力災害からの復興・再生	—	—	49	6,202	6,160
風評被害対策・食の安全確保等	—	—	42	2,925	551
除染等	—	—	—	3,274	2,520
研究開発拠点整備等	—	—	—	—	3,037
ふるさとの復活	—	—	—	—	—
その他	—	—	8	2	52
東日本大震災復興推進調整費	—	—	—	—	50
「新しい東北」先導モデル事業等	—	—	—	—	—
地方交付税交付金	—	—	1,200	3,573	16,635
全国防災対策費	—	—	340	—	5,752
その他	—	—	—	3,098	79
合計	678	503	40,153	18,106	92,438

※1 財務省公表資料(一・三次補正歳出額)に記載されている、既定経費に減額、年金臨時財源の補てん及びB型肝炎関係経費等は計に含めず。

※2 23年度4次補正予算の一般会計予算予算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借入れ及び社債に係る債務について、政府保証枠5,000億円を設定。

3-1 復興関係予算②

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度
	当初予算額(億円)	補正予算額(億円)	当初予算額(億円)	補正予算額(億円)	当初予算額(億円)
被災者支援	2,788	-	1,883	295	1,117
生活支援	1,289	-	1,373	43	574
教育・医療・福祉	816	-	451	250	492
救助活動	616	-	24	2	12
その他	66	-	34	-	39
インフラ等復旧、まちづくり	12,364	103	16,670	1,630	13,296
災害廃棄物等処理	3,442	-	1,266	-	236
公共事業(災害復旧)	2,152	-	5,415	553	5,154
施設等の災害復旧等	939	2	1,197	120	701
復興に向けた公共事業等	2,413	101	2,869	346	3,561
住宅	550	-	7	-	4
その他	-	-	-	-	2
東日本大震災復興交付金	2,868	-	5,918	611	3,638
産業の振興・雇用の確保	3,915	502	3,075	1,308	1,306
産業振興	3,775	-	3,027	860	1,286
災害関連融資	1,562	-	963	325	221
中小企業への支援・立地補助事業等	1,369	-	1,599	534	594
農林水産業の復興支援	427	-	319	1	306
研究開発・再生エネルギー等	417	-	145	-	165
雇用の確保	118	500	26	448	6
その他	21	2	22	-	13
原子力災害からの復興・再生	5,804	706	7,264	1,716	6,600
風評被害対策・食の安全確保等	139	13	173	16	154
除染等	4,579	109	6,220	805	5,104
研究開発拠点整備等	1,013	113	32	101	65
ふるさとの復活	-	208	675	512	1,186
その他	73	262	165	282	91
東日本大震災復興推進調整費	50	-	100	-	50
「新しい東北」先導モデル事業等	-	-	-	-	16
地方交付税交付金	5,490	1,214	6,053	-	5,723
全国防災対策費	5,407	653	2,088	685	1,379
その他	1,936	-	6,706	3	6,978
合計	37,754	3,177	43,840	5,638	36,464

*1 24年度当初予算及び25年度当初予算のそれぞれの一般会計予算予算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借り入れ及び社債に係る債務について、政府保証枠5,000億円を設定。

*2 23年度1次補正から26年度当初予算までの「計」の単純な合計は約27.8兆円であるが、「集中復興期間」(23年度～27年度)における復旧・復興事業の財源(25兆円程度)との関係では、除染費用など東京電力への求償が想定される経費等を除くことから、23兆円程度となる。

3-1 復興関係予算の執行状況（25年度末現在）

(単位:億円)

区分	歳出 予算現額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D)=(A-B-C)	執行率 (B)/(A)	繰越率 (C)/(A)	不用率 (D)/(A)
被災者支援	2,228	1,398	625	203	62.8%	28.1%	9.1%
生活支援	1,415	679	622	113	48.0%	44.0%	8.0%
教育・医療・福祉	701	632	—	68	90.3%	0.0%	9.7%
救助活動	77	60	3	13	77.8%	4.8%	17.4%
その他	33	25	—	8	76.1%	0.0%	23.9%
まちの復旧・復興	32,005	18,020	11,296	2,688	56.3%	35.3%	8.4%
災害廃棄物等処理	5,076	3,749	767	559	73.9%	15.1%	11.0%
公共事業(災害復旧)	10,467	4,685	4,300	1,480	44.8%	41.1%	14.1%
施設等の災害復旧等	2,313	1,607	472	232	69.5%	20.4%	10.1%
復興に向けた公共事業等	4,842	3,475	952	415	71.8%	19.7%	8.6%
東日本大震災復興交付金	9,305	4,502	4,803	0	48.4%	51.6%	0.0%
産業の振興・雇用の確保	6,252	4,846	958	446	77.5%	15.3%	7.1%
産業振興	5,754	4,367	958	429	75.9%	16.7%	7.5%
災害関連融資	1,269	1,252	—	16	98.7%	0.0%	1.3%
中小企業への支援・立地補助事業等	3,443	2,288	858	296	66.5%	24.9%	8.6%
農林水産業の復興支援	539	353	77	108	65.6%	14.3%	20.1%
研究開発・再生エネルギー等	502	471	22	8	93.9%	4.5%	1.6%
雇用の確保	474	459	—	14	97.0%	0.0%	3.0%
その他	23	20	—	3	85.9%	0.0%	14.1%
原子力災害からの復興・再生	12,355	5,805	5,463	1,086	47.0%	44.2%	8.8%
風評被害対策・食の安全確保等	188	148	—	39	79.0%	0.0%	21.0%
除染等	9,960	4,988	4,144	828	50.1%	41.6%	8.3%
研究開発拠点整備等	297	193	101	2	64.9%	34.1%	1.0%
ふるさとの復活	1,394	404	814	175	29.0%	58.4%	12.6%
その他	514	70	403	40	13.7%	78.4%	7.9%
東日本大震災復興推進調整費	102	25	—	77	24.4%	0.0%	75.6%
地方交付税交付金	6,053	5,771	—	281	95.4%	0.0%	4.6%
全国防災対策費	5,738	4,008	1,260	468	69.9%	22.0%	8.2%
その他	10,353	8,689	—	1,644	83.9%	0.0%	16.1%
合計	75,089	48,566	19,604	6,917	64.7%	26.1%	9.2%

※1 計数については、今後変動があり得る。

※2 計数については、単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

※3 計数については、平成23年度一般会計予算措置分(1次～3次補正)及び平成24・25年度復興特会分の合計額である(国有林野特会が廃止されたことによる増も含む)。

3-2 福島復興に向けた予算等① (概要)

23年度予算等	24年度予算等	25年度予算
(1) インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 1兆5, 612億円 等	(1) インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 2, 868億円 ◎災害復旧事業 2, 605億円 ◎復興関係公共事業 2, 389億円	(1) インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 5, 918億円 ◎災害復旧事業 6, 611億円 ◎復興関係公共事業 2, 868億円
(2) 産業振興・雇用 ◎グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 1504億円 ○福島県原子力災害等復興基金の創設 【3, 840億円程度】 ・国際的な医療センター・開発拠点等の整備 及び地域医療の再生 690億円 ・産業復興企業立地補助 1, 700億円 ・緊急雇用創出事業基金 800億円 ○既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応(再生可能エネルギー導入促進等) 【1, 500億円程度】	(2) 産業振興・雇用 ◎グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 550億円 ◎農林水産業への支援 422億円 ◎雇用の確保 118億円 ○避難解除等区域生活環境整備事業 42億円 ※予備費での対応 ◎グループ補助金 801億円 ○産業復興企業立地補助金 402億円 ○医療機器開発・安全性評価センター整備 134億円 ○福島健康管理拠点の整備 60億円 ※補正予算での対応 ○福島県環境創造センター整備 113億円 ○福島県での営農再開支援等 246億円 ○福島産農産物等風評被害対策 13億円 ○緊急雇用創出事業基金 500億円	(2) 産業振興・雇用 ◎グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 280億円 ○津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 1, 100億円 ◎農林水産業への支援 319億円 ○避難解除等区域生活環境整備事業 24億円 ○再生可能エネルギー導入支援等 (浮体式洋上風力発電の実証研究等) 103億円 ○福島発農産物等風評被害対策 3億円 ○福島県における観光関連復興支援 4億円
(3) 除染・健康管理等 ◎除染の緊急実施 2, 179億円 ◎除染等の実施 1, 997億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 11億円 ○福島原子力被災者・子ども健康管理基金の創設 (健康管理事業・除染) 962億円 ・全県民を対象とした放射線影響の推定調査 など ○福島県原子力被害応急対策基金 404億円 ・子供の自然体験活動、学校給食の検査	(3) 除染・健康管理等 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 3, 721億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 20億円 (4) 新たな課題への対応 ※補正予算での対応 [福島ふるさと復活プロジェクト] ○帰還加速・区域の荒廃抑制 48億円 ○長期避難者支援 503億円 ○定住にむけた環境整備 100億円	(3) 除染・健康管理等 ◎放射性物質により汚染された土壌の除染 4, 978億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 146億円 (4) 新たな課題への対応 [福島ふるさと復活プロジェクト] ○帰還加速・区域の荒廃抑制 48億円 ○長期避難者支援 503億円 ○定住にむけた環境整備 100億円

(注)◎についての事業費は被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等②（概要）

25年度補正予算	26年度予算
(1) インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 611億円 ◎災害復旧事業 650億円 ◎復興関係公共事業 346億円	(1) インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 3, 638億円 ◎災害復旧事業 5, 855億円 ◎復興関係公共事業 3, 561億円
(2) 産業振興・雇用 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 330億円 ◎グループ補助金 204億円 ◎中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業 325億円 ◎水産業共同利用施設等の整備 22億円 ◎事業復興型雇用創出事業の基金積増し・実施期間延長 448億円 ○浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業 280億円 ○福島発農産物等戦略的情報発信事業 16億円	(2) 産業振興・雇用 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 300億円 ◎グループ補助金 221億円 ◎災害関連融資 221億円 ◎東日本大震災農業生産対策交付金 75億円 ◎復興特区支援利子補給金 13億円 ○避難解除等区域生活環境整備事業 19億円 ○再生可能エネルギー導入支援 (福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業等) 17億円 ○再生可能エネルギー関係研究開発等 29億円 ○農産物等消費応援事業 1億円 ○福島県における観光関連復興支援 4億円
(3) 除染・健康管理等 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 804億円	(3) 除染・健康管理等 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 2, 582億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業 1, 330億円 ○中間貯蔵施設の整備 1, 012億円
(4) 新たな課題への対応 ○福島再生加速化交付金 512億円 「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する、 より使い勝手の良い新たな交付金を新設。 ○生活環境向上対策 ○社会福祉施設整備 ○健康管理・健康不安対策 ○農林水産業支援 ○生活拠点整備 ○商工業支援	(4) 新たな課題への対応 ○福島再生加速化交付金 1, 088億円 「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する、 より使い勝手の良い新たな交付金による取組を強化。 ○生活環境向上対策 ○社会福祉施設整備 ○健康管理・健康不安対策 ○農林水産業支援 ○生活拠点整備 ○商工業支援

(注)◎についての事業費は被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等③（平成26年度予算のポイント）

○福島の復興・再生について、除染・放射性物質汚染廃棄物処理を加速とともに、本年8月の避難指示区域の見直し完了を受け、長期避難者のための支援策、早期帰還支援策等を引き続き推進する。また、福島県等からの要望にも配慮する形で予算を決定。

1. 福島の復興・再生の加速 【1,186億円(675億円)】

○福島再生加速化交付金【1,088億円(新規)】(25補正512億円)

「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する本交付金により、福島の再生を加速。

- 生活環境向上対策 ○健康管理・健康不安対策 ○生活拠点整備
- 社会福祉施設整備 ○農林水産業支援 ○商工業支援

・長期避難者生活拠点形成本交付金【476億円(503億円)】

(25補正112億円) ※新設交付金内に再編

長期避難者を受け入れている市町村において、災害公営住宅を中心に、受け入れ自治体の基盤整備等の推進、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施。

・福島定住等緊急支援交付金【91億円(100億円)】

(25補正10億円) ※新設交付金内に再編

公的な賃貸住宅の整備や子どもの運動機会の確保のための施設整備の早急な実施を支援し、子育て世帯が安心して定住できる環境整備を推進。

・福島原災避難区域等帰還・再生加速事業【20億円(48億円)】

※「住民の安心安全」事業等の一部を新設交付金内に再編

帰還加速のための取組として「住民の安全安心」事業(放射線リスクなどに関する対話集会等への支援)等を実施。

○福島原災避難区域等帰還・再生加速事業【80億円(48億円)】

喪失した生活基盤施設の代替や地域コミュニティ機能の維持等といった帰還加速の取組や荒廃抑制・保全対策等を実施。

2. 地域社会の再生(被災者支援、まちの復旧・復興) 【14,413億円の内数】

・被災者生活再建支援金補助金【96(840)】※

・東日本大震災復興交付金【3,638(5,918)】※(25補正611)

・災害復旧事業【5,855(6,611)】※(25補正658) 等

3. 安全・安心な生活環境の実現 【5,323億円(6,442億円)】

①除染・放射性物質汚染廃棄物処理等【5,104億円(6,220億円)】

- ・放射性物質により汚染された土壤等の除染【2,582(4,978)】※(25補正804)
- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業【1,330(971)】※
- ・中間貯蔵施設の整備【1,012(146)】等

②放射線モニタリング・リスクコミュニケーション等【50億円(62億円)】

- ・原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金【13(13)】
- ・地方消費者行政活性化事業【7(7)】※ 等

4. 地域経済の再生等 【91億円(①+②)、1,306億円(③)の内数】

①再エネ・医療等の支援・研究・拠点整備等【82億円(135億円)】

- ・福島県再生可能エネルギー次世代技術開発事業【8(3)】
- ・福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業【9(5)】
- ・革新的エネルギー研究開発拠点形成【13(13)】
- ・福島再生可能エネルギー研究開発拠点機能強化事業【16(9)】
- ・福島医療・福祉機器等開発・事業化支援事業【25(新規)】等
- (参考) 浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業【-(95)】(25補正280)
- (参考) 福島県における先端ICT実証研究拠点整備事業(25補正8)

（産総研の拠点（郡山）での研究開発等）

②風評被害対策・農業振興【9億円(13億円)】

- ・福島県における観光関連復興支援事業【4(4)】
- ・農産物等消費応援事業【1(1)】※ 等
- (参考) 福島発農産物等戦略的情報発信事業【-(3)】(25補正16)
- (参考) 福島県浜地域農業再生研究拠点整備事業(25補正3)

③産業振興・雇用の確保【1,306億円(3,075億円)の内数】

- ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金【300(1,100)】※(25補正330)
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【221(250)】※(25補正204)
- ・再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援事業【50(新規)】※ 等

(注)各項目の合計額は、復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の合計額。総額は、6,600億円(25年度予算:7,264億円)となる。

(備考)※の予算額は被災県等の合計であり、その一定部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。アンダーラインは新規事業。

25年度予算案
【〇〇(〇〇)】度当初
※単位:億円

復旧事業

国庫補助	地方負担
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助率のかさ上げ (例)公共土木施設等…8~9割(阪神・淡路大震災時は8割) ➤ 補助の算定方法の特例 公共土木施設等は総合負担軽減方式で算定(プール方式:各施設の災害復旧事業費を合算し補助率算出) ➤ 補助対象施設の拡大 市町村仮庁舎、介護老人保健施設等も補助(阪神・淡路大震災では対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行)

復興事業

国庫補助	地方負担
<ul style="list-style-type: none"> 【復興交付金】 ➤ 復興地域づくりに必要なハード事業(5省40事業)を一括化(地方負担分の5割を追加的に国庫補助) ➤ 基幹事業に関連し実施する使途の自由度の高い効果促進事業等により、ハード・ソフト事業ニーズに対応(補助率8割) 【福島の復興・再生に向けた交付金】 ➤ 帰還を加速するための支援事業、復興公営住宅整備等長期避難者のコミュニティ維持のための事業、中通り等の子どものための全天候型運動施設整備等の事業 【その他】 ➤ 社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の復興枠による支援 ➤ 地域経済の核となる中小企業等グループの施設の復旧等のためグループ補助金を創設 ➤ 既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」に対応するための復興推進調整費の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行する等により対応)

その他

- 中長期職員派遣、職員採用等の単独事業、地方税等の減収に対する震災復興特別交付税措置
- 取崩し型復興基金の創設(23年度2次補正(特別交付税の増額))、津波被災地域の住民の定着促進のため基金の積み増し等(24年度補正(震災復興特別交付税の増額))

- 地方公共団体が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画に基づき、税・金融上の特例、規制・手続の特例が講じられ、企業の新規立地や投資をはじめとする復興のための取組を促進。

特例措置の概要

税制上の特例

事業者の税負担の軽減

- ・取得する機械等に係る特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除
- ・新規立地新設企業を5年間無税 等

金融上の特例

事業者への低利融資

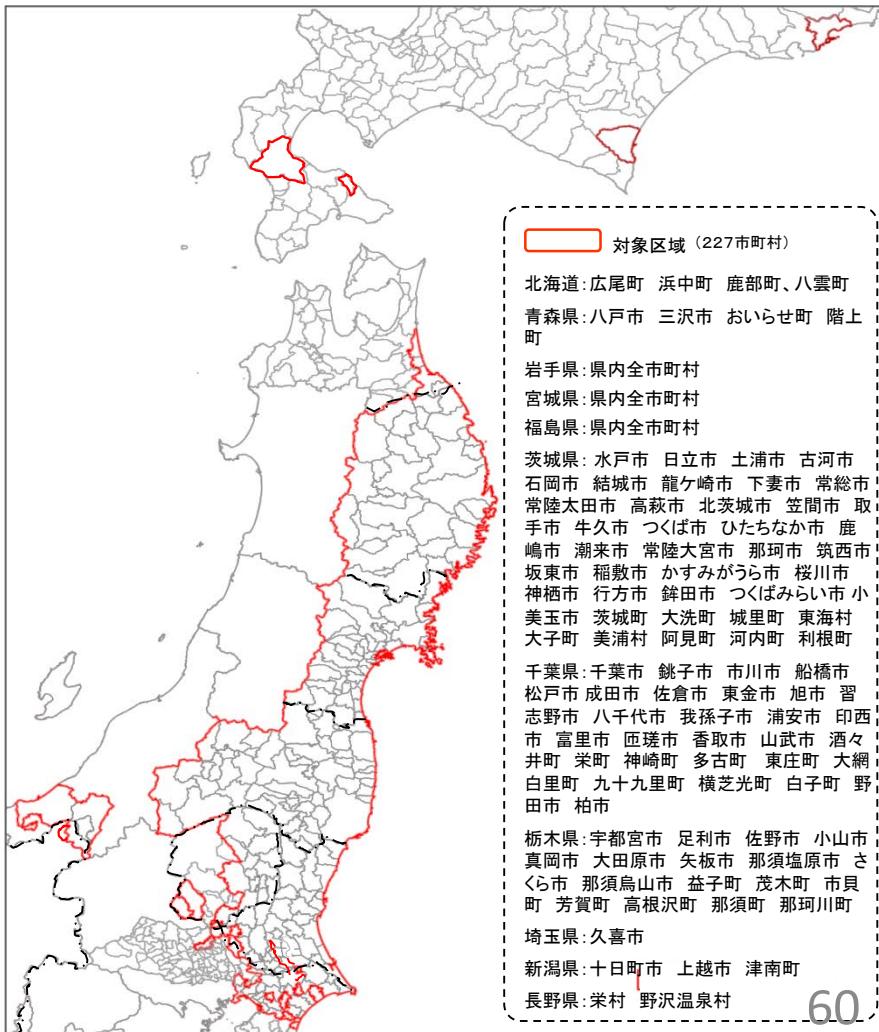
- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給

規制・手続等の特例

土地の有効活用等、事業活動への負担軽減

- ・工場立地法上の緑地面積等の比率に係る要件の緩和
- ・都市計画で定められた土地用途に係る規制の緩和
- ・医療機器製造販売業の許可基準の緩和 等

対象区域



岩手県

＜例＞有限会社グランパファーム
(陸前高田市、農業)

- ・地域経済産業活性化対策費補助金及び復興特区の課税の特例を活用。

- ・平成24年7月にドーム式の太陽光型植物工場を建設。また、平成26年4月に同地に植物工場を増設予定。

- ・設備投資は総額約5.6億円、新規に18人を雇用。

宮城県

＜例＞株式会社メイコー
(石巻市、電子回路製造業)

- ・中小企業等グループ補助金及び復興特区支援 利子補給金を活用。

- ・平成25年2月に、同市内の重吉町に研究開発及び生産拠点を再整備。

- ・設備投資は総額11億円、30人を雇用。

福島県

＜例＞株式会社新つた
(いわき市、宿泊業)

- ・グループ補助金及び復興特区の課税の特例を活用。

- ・平成25年6月に宿泊用建物をリニューアル。

- ・設備投資は約4,100万円、指定期間中の設備投資計画は総額約7,600万円。



3-4 復興特区制度③ 規制の特例の主な活用状況



復興庁

Reconstruction Agency

活用が見込まれる者	項目	内 容	活 用 状 況
事業者	工場緑地規制の緩和	工場立地法上の緑地面積等の比率に係る要件の緩和。	【活用実績】31件 【活用事例】A社(青森県)が、工場増設時に緑地面積率の緩和分(25%から6%に緩和)を駐車場等に活用。
事業者	土地用途規制の緩和	都市計画で定められた土地用途に係る規制の緩和。	【活用実績】4市町 【活用事例】宮城県女川町の二種住居地域等において、準工業地域における工場の建設が可能。
事業者	医療機器製造販売業の特例	医療機器製造販売業の許可基準の緩和	【活用実績】81名 【活用事例】岩手県、宮城県、福島県において講習が行われ、受講したうちの81名が資格を獲得。
<hr/>			
会社法人、地方公共団体、学校法人等	応急仮設建築物の特例	最長2年3ヶ月である仮設建築物の存続期間の要件を緩和。	【活用実績】5県50市町村 【活用事例】南相馬市(福島県)において、事務所・商店等の仮設建築物につき、存続期間を3年間延長。
会社法人等	訪問リハビリ事業所等の特例	訪問リハビリテーション事業主体に係る要件を緩和。	【活用実績】8件 【活用事例】岩手県において、会社法人によるC訪問リハビリテーション事業所が開設。
医療法人等 (医療機関、福祉施設等)	地域医療確保の特例	病院において配置すべき医師等の数に係る基準を緩和。	【活用実績】10件 【活用事例】B病院(宮城県)において、通常の90%相当に緩和された医師配置基準を適用。
地域住民 地方公共団体	災害公営住宅入居要件等の特例	公営住宅への入居に係る収入等の要件を緩和する特別法の適用期間(3年)の延長等を可能とする。	【活用実績】5県148市町村 【活用事例】千葉県旭市において、建設される公営住宅(33戸)と既存の公営住宅につき、入居要件緩和の適用期間(平成26年3月まで)を1年延長。
地域住民	確定拠出年金の特例	確定拠出年金の脱退要件を緩和し、住環境の再建や事業再開等への資金活用を可能とする。	【活用実績】18名 【活用事例】福島県、宮城県、岩手県、及び茨城県の一部の市町で緩和。住宅再建資金等に活用。

注:活用実績及び事例は、平成26年5月末現在のもの。

3-4 復興特区制度④ 規制の特例の活用状況

既存の土地利用計画（都市、農地、森林等）の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現

事業に必要な許可の特例・手続のワンストップ処理

現状と課題

- ①事業実施のために必要な許可が得られない（市街化調整区域における開発許可、農地転用の許可等）

- ②事業実施のためには複数の許可が必要（開発許可、農地転用の許可等）

計画に基づく事業の実施

- ◆市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可

- ◆開発許可、農地転用の許可等、事業に必要となる複数の許可手続をワンストップで処理
- ◆都市計画や農用地利用計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理

新しいタイプの事業制度の創設

現状と課題

- ③住宅地と農地が混在するなど、被災地の実態に即した事業手法が必要

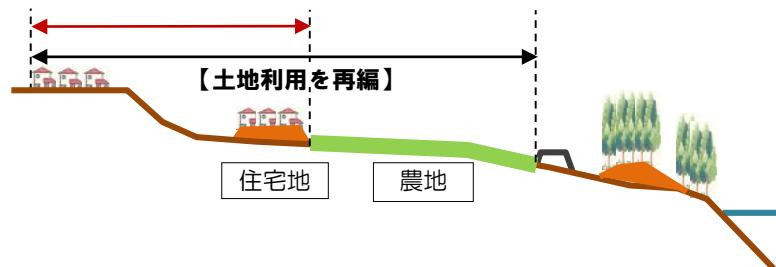
計画に基づく事業の実施

- ◆住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業
- ◆市街化調整区域内でも土地区画整理事業を実施可能に
- ◆防災集団移転促進事業で住宅団地を整備する場合、移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設等の用地取得及び造成についても支援対象に

土地利用再編のイメージ



【安全なエリアに住宅を集約】



3-4 復興特区制度⑤ 復興整備計画の活用状況

(平成26年7月11日現在)

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計10市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畠村、野田村)	計146地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (宮古市等の計21地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計43地区) ・都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計57地区) ・土地改良事業 (釜石市の計2地区) ・その他施設(例:サケふ化場)の整備に関する事業 (宮古市等の計51地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (宮古市等の計55地区)
宮城	○計14市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	計330地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (石巻市等の計27地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計193地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計47地区) ・土地改良事業 (南三陸町の計1地区) ・その他施設(例:太陽光発電)の整備に関する事業 (仙台市等の計94地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (仙台市等の計183地区) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計132地区) ・自然公園法の建設許可等みなし (石巻市等の計35地区)
福島	○計6市町 (いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楓葉町、新地町)	計155地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (いわき市等の計7地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計51地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計60地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計6地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業 (楓葉町の計1地区) ・その他施設(例:植物工場)の整備に関する事業 (いわき市等の計40地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (いわき市等の計65地区) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計15地区)

※ 1つの地区で複数の事業を実施している場合があるため、「事業施行地区」欄の地区数と「復興整備事業の内容」欄の地区数の合計とは、必ずしも一致しない。

3-5 復興交付金①

- 東日本大震災により、著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりを、一つの事業計画の提出により一括で支援。
- 復興地域づくりに必要な事業の幅広い一括化、自由度の高い効果促進事業、全ての地方負担への手当て、基金による執行の弾力化等、既存の交付金等を超えた極めて柔軟な制度。

参考：東日本大震災復興特別区域法（抄）

第七十七条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道県（次節において「特定都道県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

基幹事業

- ・被災自治体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化（5省40事業→右表参照）。

効果促進事業等（関連事業）

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業。
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応（補助率80%、基幹事業費の35%を上限）。

地方負担の軽減

- ・①及び②により地方の負担は全て国が手当て。
 - ① 基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助。
 - ② 地方負担分は地方交付税の加算により全て手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで復興局、支所等に提出。
- ・事業間流用、基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化。

文部科学省
1 公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築・統合）
2 学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）
3 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4 埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省
5 医療施設耐震化事業
6 介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）
7 保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省
8 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）
9 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）
10 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）
11 被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
12 漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地嵩上げ、生活基盤整備等）
13 渔港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）
14 水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）
15 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16 木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省
17 道路事業（市街地相互の接続道路等）
18 道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
19 道路事業（道路の防災・震災対策等）
20 災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）
21 災害公営住宅賃貸低廉化事業
22 東日本大震災特別賃貸低廉化事業
23 公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
24 住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）
25 小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）
26 住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
27 優良建築物等整備事業
28 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
29 住宅・建築物安全ストック形成事業（かけ地近接等危険住宅移転事業）
30 造成宅地滑動崩落緊急対策事業
31 津波復興観測点整備事業
32 市街地再開発事業
33 都市再生区画整理事業（被災市街地復興地区区画整理事業等）
34 都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
35 都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
36 都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）
37 下水道事業
38 都市公園事業
39 防災集団移転促進事業
環境省
40 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

3-5 復興交付金②

復興交付金の予算規模

○ 事業費 3兆5,599億円 国費 2兆8,646億円

うち、平成23年度第3次補正予算	事業費	1兆9,307億円	国費	1兆5,612億円
平成24年度予算	事業費	3,584億円	国費	2,868億円
平成25年度予算	事業費	7,397億円	国費	5,918億円
平成25年度第1次補正予算	事業費	763億円	国費	611億円
平成26年度予算	事業費	4,547億円	国費	3,638億円

復興交付金のこれまでの配分額

【第1回から第9回までの合計額】(申請額を上回る額を配分)

	事業費	国費
申請額	2兆3,304億円	1兆8,272億円
配分額	2兆5,657億円	2兆746億円

【第1回から9回までの各回の申請額及び配分額】

	申請額		配分額	
	事業費	国費	事業費	国費
第1回 (24年3月2日)	4,991億円	3,899億円	3,055億円	2,510億円
第2回 (24年5月25日)	2,139億円	1,696億円	3,165億円	2,612億円
第3回 (24年8月24日)	1,423億円	1,109億円	1,806億円	1,435億円
第4回 (24年11月30日)	7,222億円	5,690億円	8,803億円	7,148億円
第5回 (25年3月8日)	2,139億円	1,625億円	2,540億円	1,998億円
第6回 (25年6月25日)	545億円	442億円	632億円	527億円
第7回 (25年11月29日)	2,254億円	1,755億円	2,338億円	1,832億円
第8回 (26年3月7日)	2,020億円	1,629億円	2,617億円	2,143億円
第9回 (26年6月24日)	570億円	427億円	702億円	542億円

復興交付金の主な使途と取組(1)

基幹事業

- 生業の再建、住まいの確保等復興まちづくりに必要な事業を幅広く支援。

- ・防災集団移転促進事業(28市町村(約1.2万戸(移転先住宅団地)、約5,083億円)
- ・災害公営住宅整備事業(58市町村(約2.1万戸)、約6,272億円)
- ・道路事業(49市町村、約2,910億円)
- ・水産・漁港関連施設整備事業(34市町村、約2,132億円)
- ・都市再生区画整理事業(被災市街地復興地区画整理事業等)(21市町村、約1,952億円)
- ・農地整備、農業用施設等整備事業(35市町村、約1,433億円)

(事業費ベース)

- それに加えて、住宅、生業の再建にとどまらないまちづくりの新たな課題に対応するため、以下のような事業にも対応。

○津波復興拠点における施設整備

- ・公益施設(地域交流センター)
- ・防災拠点施設(津波避難デッキ、防災センター)
- ・その他便益施設(駐車場、広場)

○防集跡地の利用方策

- ・産業用地の整備
- ・大規模な農地整備
- ・津波防災緑地、公園整備
- ・漁業集落の嵩上げ

○将来を見据えた農業・水産業関連機械・施設整備

- ・将来の営農再開に対応する農業用機械(トラクター、コンバイン等)導入
- ・水産業の関連施設(残渣処理施設、排水処理施設等)整備

○観光・交流施設整備

- ・自治会館、コミュニティーセンター
- ・キャンプ場復旧、農林水産物販売施設

復興交付金の主な使途と取組(2)

効果促進事業等

- 基幹事業に関連して市町村等が自主的かつ主体的に実施する復興事業を支援。ネガティブリスト(※)に該当しないものには基本的に対応するとの方針の下、幅広い事業ニーズに対応。

(※)①市町村等の経常的な経費に充当を目的とする事業、②二重補助となる事業、③専ら個人・法人の負担軽減や資産形成のための事業

復興まちづくりの構想づくり

- ・市町村の復興まちづくりに向けて、市民や専門家等を交えた協議会の開催(石巻市、東松島市等)

新たな市街地形成等の促進

- ・住民合意形成や権利調整のための説明会の開催、専門家の活用(石巻市等)
- ・盛土材確保のためのストックヤードの整備(気仙沼市)
- ・復興作業者用住居(南相馬市)

地域のニーズに合わせたまちづくりの推進

- ・災害公営住宅に併設する売店・診療所等の小規模店舗ペース(陸前高田市)
- ・災害公営住宅団地内の障害児親子通園施設(仙台市)
- ・内水排除のための仮設ポンプ等の設置(石巻市)
- ・区画整理地区内の信号(岩手県)、消防水利施設(いわき市)
- ・津波避難監視カメラ、燃油備蓄施設、防災備蓄倉庫等の防災安全施設(洋野町、神栖市、北茨城市等)
- ・慰靈碑を設置する震災交流広場の整備(相馬市)

産業、観光業等のにぎわいの再生

- ・地元農産品のブランド化のため、新たな加工品の開発や旅館・観光業とタイアップした販路開拓(いわき市)
- ・地元水産物の復興PRによる販路開拓や他産業との連携強化(宮古市)
- ・防集跡地を含む進出見込みのある産業用地の整備(石巻市、東松島市、亘理町)
- ・観光案内や交流機能を備えた観光交流拠点の整備(相馬市)

復興まちづくりに関連する被災者の生活再建支援

- ・被災者に対する巡回保健指導による健康相談、健康相談に必要な検査機器の整備、保健指導のためのデータ管理(相馬市)

- また、事業実施主体に関する運用を弾力化し、県は市町村の、市町村は県の基幹事業に関連し、効果促進事業等を実施することを可能に。

例: 県の農地圃場整備に関連して市町村が効果促進事業としてPR事業実施が可能

復興交付金の主な使途と取組(3)

効果促進事業等の一括配分の実施

- 復興まちづくりの根幹をなす5事業(※)には、幅広い関連事業が存在。交付手続の簡素化のため、県及び市町村に、効果促進事業等の予算の一定割合を先渡し。内訳書の提出により、自治体の判断による迅速な事業実施が可能。
- 第5回配分において、県への一括配分を創設。また、一括配分で実施可能な対象事業を限定列挙したポジティブリストを廃止。

(※)漁業集落防災機能強化事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業の5事業

被災地の要望への対応

- そのほか、被災地の負担軽減のため、要望を踏まえて以下の対応を実施。

・復興交付金基金の活用

7県と89市町村において復興交付金の受け皿となる基金を設置(26年6月現在)。
繰越等の手續なく予算執行が可能。

・交付決定前の事業着手

特例的に交付決定前の事業着手が可能(これまで60件活用(26年6月現在))。

・事務手続の簡素化

制度創設より申請書類の1/3を廃止するなど、事務手続を大幅に簡素化。

主な市町村におけるこれまでの復興交付金の活用事例(1)

①岩手県

陸前高田市(配分額:事業費1,479億円)

- 土地区画整理事業(2地区:423億円)
- 防災集団移転促進事業(325億円)
- 災害公営住宅の整備(215億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(17事業、93億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、72億円)
- 水産加工団地等における民間の水産加工場の整備(55億円)
- 圏場整備事業(2地区、38億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 土砂仮置き場整備事業(9.1億円)
- 災害公営住宅の下層階への生活利便施設の整備(1.5億円)
- 自治会館の整備(0.7億円) 等

釜石市(配分額:事業費1,206億円)

- 災害公営住宅の整備(392億円)
- 土地区画整理事業(4地区、159億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、100億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(71億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(14事業、61億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興拠点における駐車場の整備(6億円)
- 仮設警察署・免許センターの駐車場の整備(2億円)
- 障がい者就労支援施設用地整備(0.7億円)
- 鵜住居地区の復興広場整備(0.6億円)
- 市営墓地の整備(0.2億円) 等

山田町(配分額:事業費977億円)

- 防災集団移転促進事業(350億円)
- 災害公営住宅の整備(120億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(19事業、87億円)
- 土地区画整理事業(4地区、86億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(2地区、62億円)
- 津波復興拠点整備事業(58億円)
- 民間の水産加工場の整備(29億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産加工施設再建に伴う設備導入支援(4億円)
- ボランティア等向けの簡易宿泊施設(トレーラーハウス)整備(0.3億円)
- 流出した砂浜再生に向けた調査(0.1億円) 等

大槌町(配分額:事業費933億円)

- 防災集団移転促進事業(263億円)
- 災害公営住宅の整備(250億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(85億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(12事業、39億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 町所有のさけますふ化場等の整備(7億円)
- 災害公営住宅のピロティ部分を駐車場等に整備(0.5億円)
- 中学校仮設運動場の整備(0.2億円)
- 震災遺構の保存調査(9百万円) 等

大船渡市(配分額:事業費780億円)

- 災害公営住宅の整備(223億円)
- 防災集団移転促進事業(175億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(26事業、100億円)
- 民間の水産加工場整備、製氷施設整備、船揚場の嵩上げ(90億円)
- 津波復興拠点整備事業(42億円)
- 土地区画整理事業(21億円)
- 学校施設関連(公立学校の新增築・統合、保育園の多機能化等、17億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 菌床しいたけ生産施設等の整備(2億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(2億円)
- 魚市場共用施設(トイレ、シャワー室等)の整備(0.3億円) 等

宮古市(配分額:事業費763億円)

- 災害公営住宅の整備(184億円)
- 防災集団移転促進事業(161億円)
- 民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(96億円)
- 土地区画整理事業(2地区、68億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(16事業、65億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(10地区、34億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、20億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波遺構保存整備事業(たろう観光ホテル保存)(2億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(2億円)
- キャンプ場の復旧整備(5百万円) 等

3-5 復興交付金⑦

主な市町村におけるこれまでの復興交付金の活用事例(2)

②宮城県

石巻市(配分額:事業費3,058億円)

- 災害公営住宅の整備(1,093億円)
- 防災集団移転促進事業(563億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(46事業、517億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(179億円)
- 土地区画整理事業(144億円)
- 下水道事業(17事業、74億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(24地区、11億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波被災企業等のための企業用地の整備(24億円)
- 消防署の新築(6億円)
- 不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室の復旧(0.9億円) 等

東松島市(配分額:事業費1,259億円)

- 防災集団移転促進事業(270億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(11事業、202億円)
- 災害公営住宅の整備(199億円)
- 土地区画整理事業(都市計画決定: 111.8ha、180億円)
- 農地の圃場整備や農業用施設等の整備(91億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集跡地における企業用地整備(9億円)
- 震災遺構保存活用可能性調査(0.2億円)
- 排水機場整備完了までの間のポンプ車等
借上げ支援(0.2億円) 等

山元町(配分額:事業費772億円)

- 災害公営住宅の整備(149億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、126億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、113億円)
- 圃場整備(106億円)
- 防災集団移転促進事業(99億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(77億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 中浜小学校の遺構としての保存に向けた調査(0.1億円)
- 子育て拠点関連施設の再建整備(4百万円) 等

南三陸町(配分額:事業費991億円)

- 防災集団移転促進事業(345億円)
- 災害公営住宅の整備(183億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(18事業、112億円)
- 水産物卸売市場及び民間の水産加工場の整備(71億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、70億円)
- 土地区画整理事業(都市計画決定: 60.2ha、26億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(19地区、3億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- シロサケふ化場整備(7億円)
- 渔港施設用地の嵩上げ(15漁港、3億円)
- 子育て支援(保育所等)拠点整備(0.3億円)
- 水産加工場用地塩水取配水施設整備(0.1億円) 等

亘理町(配分額:事業費708億円)

- 圃場整備(173億円)
- 災害公営住宅の整備(148億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(114億円)
- 防災集団移転促進事業(103億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(8事業、62億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(19億円)
- 民間の水産加工場の整備(15億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- いちご選果場整備(10億円)
- 漁具倉庫の整備(2億円)
- 防集跡地における企業用地整備(0.3億円) 等

気仙沼市(配分額:事業費2,494億円)

- 災害公営住宅の整備(666億円)
- 防災集団移転促進事業(492億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場整備(378億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(42事業、297億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地域の内水排除のための嵩上げ(25億円)
- 造船関係施設の集約のための用地の整備(15億円)
- 水産試験場の復旧整備(11億円)
- 震災遺構の保存調査(0.5億円) 等

仙台市(配分額:事業費1,937億円)

- 災害公営住宅の整備(729億円)
- 防災集団移転促進事業(554億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(309億円)
- 地盤沈下地域の内水排除の為の下水道(100億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(3事業、43億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(24億円)
- 圃場整備(16億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 滑動崩落に起因する土地境界調整への専門家派遣(0.3億円) 等

女川町(配分額:事業費990億円)

- 土地区画整理事業(都市計画決定: 226.4ha, 246億円)
- 防災集団移転促進事業(208億円)
- 災害公営住宅の整備(121億円)
- 水産加工団地における排水処理施設、水産物卸売市場及び民間の水産加工場の整備(110億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(13事業、110億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 区画整理事業予定地の既設構造物除却、撤去(12億円)
等

岩沼市(配分額:事業費702億円)

- 防災集団移転促進事業(157億円)
- 排水路・排水機整備事業(3地区、143億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(9事業、142億円)
- 圃場整備(2地区、84億円)
- 災害公営住宅の整備(50億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(42億円)
- 防災緑地などの都市公園整備事業(2地区、36億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 道路整備促進(工事監督支援)(0.5億円) 等

3-5 復興交付金⑧

主な市町村におけるこれまでの復興交付金の活用事例(3)

③福島県

いわき市(配分額:事業費1,323億円)

- 災害公営住宅の整備(480億円)
- 土地区画整理事業(197億円)
- 津波防災緑地等の都市公園事業(7地区、164億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(20事業、120億円)
- 水産物卸売市場等の整備(66億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産調査船「いわき丸」の建造(13億円)
- 被災した集会所の整備(9か所、3億円)
- いちごのブランド化促進(施設整備、販路拡大等)(0.7億円) 等

南相馬市(配分額:事業費533億円)

- 防災集団移転促進事業(194億円)
- 災害公営住宅の整備(102億円)
- 圃場整備(94億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(5事業、32億円)
- 被災した園芸施設の整備(20億円)
- 被災した漁港施設の整備(10億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興作業者用住居の建設補助(3億円)
- 埋蔵文化財収蔵庫整備(1.4億円)
- 新たな農産特産品・加工品の開発、販路開拓等(1億円) 等

相馬市(配分額:事業費592億円)

- 防災集団移転促進事業(179億円)
- 災害公営住宅の整備(83億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(28事業、60億円)
- 共同利用の水産加工施設等の再建整備(56億円)
- 津波防災緑地の整備(1地区、49億円)
- 水産種苗研究・生産施設の再建整備(3億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地区の内水排除のための嵩上げ(8億円)
- 被災者への生活・健康相談支援(2億円) 等

新地町(配分額:事業費332億円)

- 防災集団移転促進事業(94億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、52億円)
- 津波防災緑地の整備(2地区、43億円)
- 災害公営住宅の整備(35億円)
- 土地区画整理事業(1地区、28億円)
- 津波復興拠点整備事業(1地区、26億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(2億円) 等

※ その他の市町村においても、地域の実情に応じ、以下のような用途にも復興交付金を活用

須賀川市(配分額:事業費86億円)

- ・災害公営住宅の整備(31億円)
- ・市街地再開発事業(27億円)
- ・地震により決壊した藤沼ダム周辺の被災した地域交流拠点の再建(5億円)

二本松市(配分額:事業費2億円)

- ・造成宅地の滑動崩落への対策工事(1億円)
- ・仮設住宅により使用できない運動場の代替施設への照明整備(0.5億円)

白河市(配分額:事業費10億円)

- ・災害公営住宅の整備(4億円)

楢葉町(配分額:事業費25億円)

- ・防災集団移転促進事業(1地区、14億円)
- ・造成宅地の滑動崩落への対策工事(2億円)

川俣町(配分額:事業費0.9億円)

- ・原発事故により使用できない鷄飼育施設の代替施設の整備(0.6億円)

飯舘村(配分額:事業費10億円)

- ・原発事故からの避難先での営農再開のための農業施設の整備(5億円)
- ・災害公営住宅の整備(2億円)

川内村(配分額:事業費5億円)

- ・野菜工場の復興整備(3億円)
- ・被災した地域間交流施設の修復(2億円)

浪江町(配分額:事業費53億円)

- ・防災集団移転促進事業(1地区、34億円)
- ・津波により流失した共同墓地の移転整備(2億円)

復興交付金の運用の柔軟化

- 復興交付金第5回配分（2013年3月8日）にあわせ、被災地の要望を総点検し、復興のステージの高まりに応じた復興交付金の運用の柔軟化を実施。

① 基幹事業及び効果促進事業等の採択対象の拡大。

② 効果促進事業等の使い勝手の向上（例）効果促進事業等の予算額の一定割合を先渡しする一括配分に関し、使途の限定を廃止。

復興交付金の活用実績

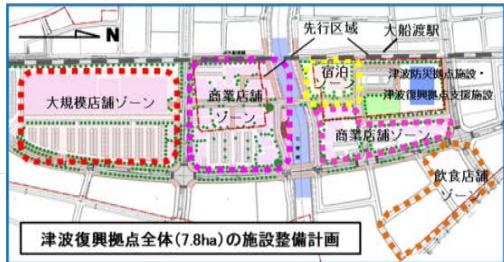
○ 住まいの再建への着実な対応

災害公営住宅の整備…累計で2.1万戸分の完成までの事業費を配分

防災集団移転促進事業…累計で1.2万戸分（※）の移転先団地の事業費を配分（計画されている事業の全ての事業化に対応）
(※ 一部でも事業費を配分した地区を含む。)

○ 復興のステージの高まりに合わせた多様なニーズへの対応

- ① 商業店舗、宿泊施設等の再建による復興の拠点となる市街地の整備（岩手県大船渡市）



（注）土地利用計画に沿って作成したイメージであり、建物等のデザインや配置等は確定したものではない。



- ② 災害公営住宅団地における小規模店舗スペースや保育施設の整備（岩手県陸前高田市、宮城県多賀城市）

陸前高田市・高田地区（イメージ図）



- ③ 防集跡地を含む産業用地の整備（岩手県山田町、宮城県石巻市、東松島市、亘理町）

- ④ 防集事業と農地整備事業の一体的な実施（宮城県山元町）



- ⑤ 震災遺構の保存（岩手県宮古市）



たろう観光ホテル

1 取崩し型復興基金の創設（平成23年度）

※ 総務省まとめ

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対処することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

(単位：億円)

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1, 960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について②

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の各県の活用状況について

※ 総務省まとめ
(単位:百万円)

県名	基金名	基金規模	特別交付税措置額	復興基金活用額		活用累計額 (①+②)	〈参考〉 うち市町村への交付金	備考
				平成23・24年度 (実績額) (①)	平成25年度 (当初予算) (②)			
青森県	青森県東日本大震災復興推進基金	8,000	8,000	4,429	1,032	5,461	(4,000)	
岩手県	東日本大震災津波復興基金	42,600	42,000	25,311	6,959	32,271	(21,000)	基金規模には、寄附金を含む
宮城県	東日本大震災復興基金	66,000	66,000	40,968	5,590	46,558	(33,000)	
福島県	福島県原子力災害等復興基金	57,000	57,000	32,806	6,780	39,586	(28,500)	
茨城県	茨城県東日本大震災復興基金	15,733	14,000	9,298	1,621	10,919	(7,000)	基金規模には、寄附金を含む
栃木県	栃木県東日本大震災復興推進基金	4,000	4,000	2,520	725	3,245	(2,000)	
千葉県	千葉県東日本大震災市町村復興基金	3,000	3,000	2,000	0	2,000	(2,000)	H25.6月補正で市町村への交付金1,000百万円を計上予定
新潟県	(公財)新潟県中越大震災復興基金	1,000	1,000	577	273	850	(500)	財団において特別会計を設置
長野県	長野県栄村復興基金	1,000	1,000	92	500	592	(592)	全額栄村に交付予定
合計		198,333	196,000	118,001	23,480	141,482	(98,592)	

○復興基金からの市町村交付金の活用状況について

(単位:百万円)

県名	交付金事業名	市町村交付金額 (既交付額)	交付金活用額		〈参考〉 交付金活用累計額 (①+②)	備考
			平成23・24年度 (実績額) (①)	平成25年度 (当初予算) (②)		
青森県	青森県東日本大震災復興推進交付金	4,000	404	726	1,130	活用額には一部寄附金等を含む
岩手県	東日本大震災津波復興基金市町村交付金	21,000	3,909	3,785	7,694	活用額には一部寄附金等を含む
宮城県	東日本大震災復興基金交付金	33,000	4,951	6,261	11,212	活用額には一部寄附金等を含む
福島県	福島県市町村復興支援交付金	28,500	4,475	7,714	12,189	
茨城県	市町村復興まちづくり支援事業費交付金	7,000	2,972	1,753	4,725	
栃木県	東日本大震災復興推進事業交付金	2,000	557	580	1,137	
千葉県	「がんばろう!千葉」市町村復興基金交付金	2,000	877	502	1,379	県のH25.6月補正に市町村への交付金1,000百万円を交付予定
新潟県	東日本大震災復興事業交付金	500	210	178	388	
長野県	長野県栄村復興交付金	592	92	146	238	
合計		98,592	18,447	21,645	40,091	

※ 復興基金を活用した市町村への交付金を受けて、市町村が基金を設けるなどしたうえで復興事業を執行。

3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について③

※ 総務省まとめ

「取崩し型復興基金」を活用した主な事業（県）

【市町村向け交付金】（986億円）

- 地域の実情に応じた復興事業を実施するための市町村交付金

【生活支援】（30億円）

- 被災者の心の健康の保持増進を図るための相談支援
- 仮設住宅における防犯ボランティアへの支援
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助
- 被災地域の集会所等のコミュニティ施設の再建支援 など

【住宅対策】（50億円）

- 災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修等への支援
- 融資が困難な被災者の宅地復旧工事等への支援 など

【教育文化対策】（30億円）

- 私立学校・私立博物館等の災害復旧に対する支援
- 部活動に必要な備品の購入や施設の修繕等に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援 など

【産業復興・地域振興対策】（160億円）

- 被災商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援
- 被災中小企業の早期復興のための経営相談等による支援
- 小規模農地や補助対象外の農林水産業施設の復旧に対する支援
- 早期の経営再開のために必要なウニ、アワビ等の種苗や代替家畜等の導入支援
- 被災農業者向けの農林業復興等に関する研修等への支援
- 被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 被災地の観光振興に対する支援 など

【融資への利子補給】（110億円）

- 県の復興融資を利用した中小企業に対する利子補給
- 経営再建のための融資を活用した被災農林漁業者に対する利子補給
- 二重住宅ローンを抱える被災者に対する利子補給 など

【その他】（40億円）

- 被災者自らが主体となって実施する復興関連の地域づくり事業への支援
- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 震災の記録・教訓の伝承や展示 など

復興基金からの市町村交付金を活用した事業例（市町村）

【生活支援における事業例】

- 被災した市民等に必要な生活支援等の情報を発信する災害情報誌の発行、避難住民に対する広報誌の郵送
- 仮設住宅や避難者居住地区周辺の安全確保のための防犯灯の設置
- 避難者受入自治体における交流会の開催
- 仮設住宅での見守り活動等を実施する災害ボランティアセンターの運営費補助
- 被災地域で新規に開業する診療所に対する開業費用の支援
- 地区集会施設の復旧等に対する支援
- 被災した私道の復旧に対する支援

【住宅対策における事業例】

- 一部損壊住宅の修繕、畳・襖・瓦の入替え等災害救助法適用外経費の支援

【教育文化対策における事業例】

- 被災した児童福祉施設等における各種備品の整備
- 通学用のバス乗車券の購入補助
- 被災を受けた学校や仮設住宅を巡回する移動図書館の運営
- 青少年のスポーツの練習場所の確保のための移動費支援

【産業復興・地域振興対策における事業例】

- 仮設店舗で開催される被災商店街の復興イベント等に対する助成
- 被災農業者向けの苗木の購入等の支援

津波被災地域の住民の定着促進（平成24年度補正予算により措置：1,047億円）

津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、被災県の復興基金の積立て等について、震災復興特別交付税の増額により措置。

○ 対象住宅数：40,738棟

津波により被災（全壊）した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

○ 対象経費：住宅再建支援に要する経費

① 土地区画整理事業等の対象外の住宅（32,184棟）分
：282万円（住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費（1／2）、移転経費）

② 土地区画整理事業等の対象の住宅（8,554棟）分

：163万円（住宅建築に係る利子相当額、移転経費）

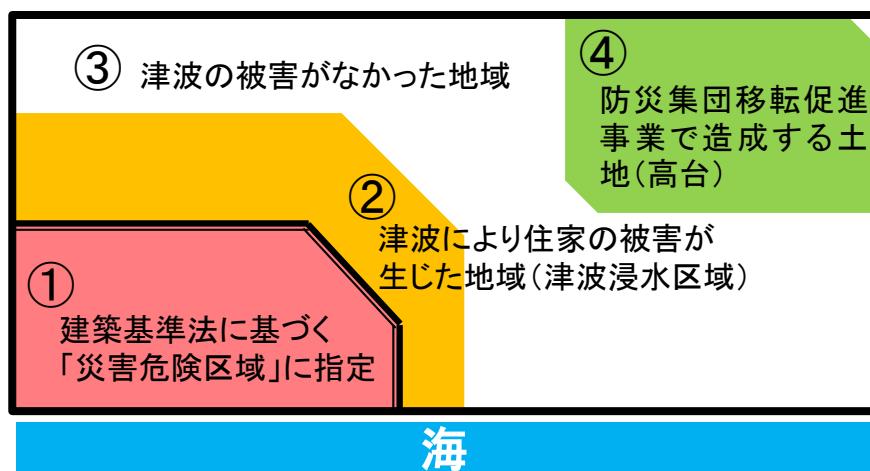
※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

○ 交付額

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合計
5	215	709	103	5	11	1,047

【再建パターンと支援策】

A市の行政区域



①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり
(被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)

②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

（単位：億円）

※ 平成24年度3月分の震災復興特別交付税により措置（平成25年3月25日交付）

(平成24年3月31日施行)

(平成25年5月10日改正)

目的・基本理念・国の責務

- 原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国との社会的な責任を踏まえ推進。
- 基本理念として、安心して暮らしそどもを生み育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島の地域社会の維持及び再生、住民一人一人が災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島の地方公共団体の自主性・自立性の尊重、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供など。

福島復興再生基本方針（閣議決定）

（避難解除等区域等）

避難解除等区域の復興及び
再生のための特別の措置

（福島全域）

安心して暮らすこと
のできる生活環境の
実現のための措置原子力災害からの産
業の復興及び再生新たな産業の創出等
に寄与する取組の重
点的な推進

（避難先自治体）

長期避難者の生
活拠点の形成避難解除等区域復興再生計画
(県の申出により国が決定)産業復興再生計画
(県が作成し国が認定)重点推進計画
(県が作成し国が認定)生活拠点形成事業計画
(県避難先市町村等が作成し国に提出)

企業立地の更なる促進のための措置

企業立地促進計画
(県が作成し国に提出)

福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

避難者・帰還者に対する生活の安定を図るための措置、保健・医療・福祉にわたる総合的な措置、再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るために基金に係る財政上の措置 など。

原子力災害からの福島復興再生協議会

復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

その他（見直しの検討）

施行後3年以内に、課税の特例を含め、法律の規定を見直し

(平成24年7月13日閣議決定)

《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 意義 ～「福島の再生なくして、日本の再生なし」～
- 2 目標
- 3 基本理念・基本姿勢

《第2部 避難解除等区域の復興及び再生》

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の道すじ
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 課税の特例
- 4 住居の安定確保
- 5 将来的な住民の帰還を目指す地域の復興及び再生に向けた準備のための取組
- 6 避難解除等区域復興再生計画の策定手続き

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第3 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第6 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第9 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

福島復興再生特別措置法と各計画等の関係

福島復興再生特別措置法

(平成24年3月31日施行)(平成25年5月10日改正)

福島復興再生基本方針

(平成24年7月13日閣議決定)

即して作成

【重点推進計画】

- ◎県が作成、国が認定
→主に県が行う取組を記載

◎県全域を対象◎新たな産業の創出等

- 1 重点推進事業
(1)再生可能エネルギー関連
産業の創出
(2)医療関連産業の創出
(3)先導的な施策への取組
①環境創造センター
②浜地域農業再生研究センター
③会津大学復興支援センター

- 2 実施を確保するための措置
(1)工場用地の無償譲渡
(2)企業立地の促進等

【産業復興再生計画】

- ◎県が作成、国が認定
→主に県が行う取組を記載

◎県全域を対象◎産業全般の復興・再生

1 取組の内容

- 【区域別】 ①避難解除等区域、
②将来的な住民の帰還をめざす
区域、③県内全域

- 【産業別】 ①農林水産業、②中
小企業、③観光振興

- 2 産業復興再生事業(規制の特例)
①通訳案内士、②地域団体商
標、③新品种育成、④小名浜港
埠頭

- 3 復興特区制度(課税の特例)活用
①製造業、②観光産業、③農林
漁業

【避難解除等区域復興再
生計画】

(平成25年3月19日総理決定)
(平成26年6月20日改定)

◎県が申出、国が策定

→国、県、市町村が行う取組を記載

◎避難解除等区域等を対象◎生活環境等全般の再生

第1部 全般的事項

- ①公共インフラの復旧
②生活環境の復興・再生
③放射線対策の強化
④地域を支える産業の再生
⑤農林水産業の再生
⑥状況に応じた生活の再建

第2部 広域的な地域整備の方向

広域的な施設の整備等

第3部 市町村ごとの計画

その他の計画

【生活拠点形成事業
計画】

- ◎県、避難先自治体等が
作成、国に提出
◎生活拠点形成事業につ
いて記載
◎長期避難者の生活拠
点となる公営住宅の整
備、道路の新設等

（企業立地促進計画）

- ◎県が作成、国に提出
◎立地促進区域

企業の立地を促進するための措
置の内容等を記載

(平成24年6月27日施行)

■背景

- 東京電力原子力事故による放射性物質が広く拡散。
- 放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない。
- 被災者の健康上の不安・生活上の負担。
- 特に子どもに配慮した支援の必要性。

被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要。

■被災者生活支援等施策の推進**◆基本理念**

- 災害の状況、災害からの復興等に関する正確な情報の提供。
- 支援対象地域での居住・他地域への移動・帰還を自らの意思で行えるよう、いずれを選択しても適切に支援。
- 放射線による健康上の不安が早期に解消されるよう最大限の努力。
- 被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう適切な配慮。
- 子ども・妊婦に対する特別の配慮。
- 被災者の支援の必要性が継続する間の確実な実施。



上記にのっとり、
政府が策定



地域住民、避難している
者等の意見を反映

◆基本方針

- 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向。
- 支援対象地域(*)に関する事項。 (*)放射線量が、20msv未満だが「一定の基準」以上の地域
- 被災者生活支援等施策に関する基本的事項。 等

◆主な支援施策

- 対象地域内で生活する者
- 就学援助
 - 食の安全・安心確保
 - 自然体験活動

避難先で生活する者

- 住宅の確保
- 学習支援
- 就業支援

対象地域に帰還する者

- 住宅の確保
- 就業支援

その他

- 健康診断

(平成25年10月11日閣議決定、国会報告)

ポイント

支援の対象地域については、法第8条に基づく「支援対象地域」に加え、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を設定し、きめ細かな被災者支援を実施。

1 施策推進の基本的方向性

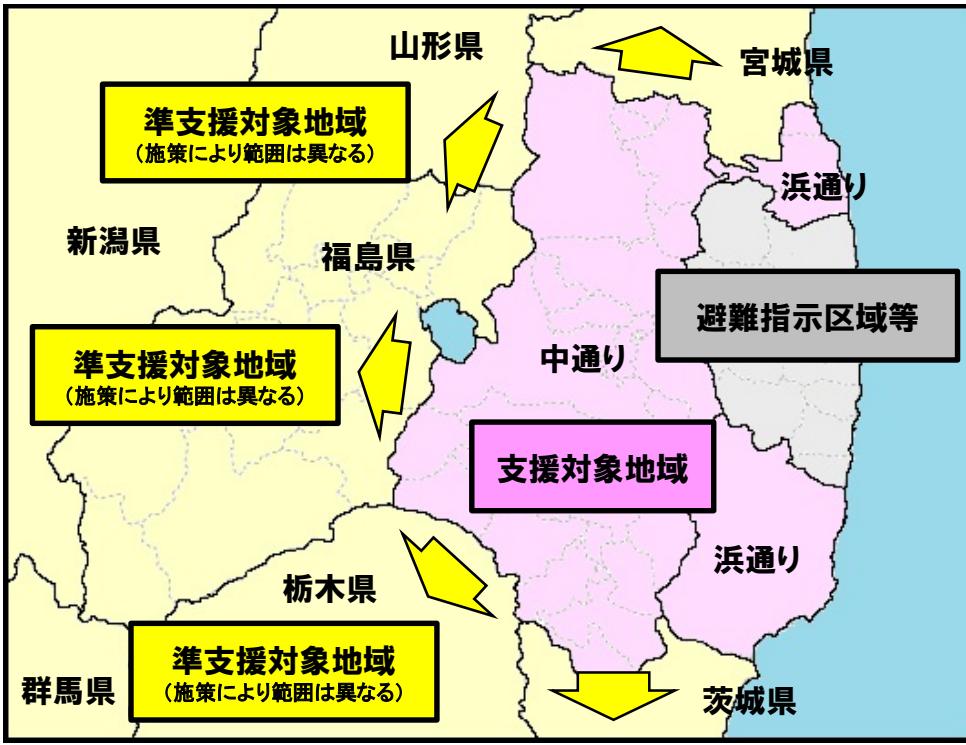
放射線による健康不安を感じている被災者や、それに伴い生活上の負担が生じている被災者に対し、基本方針に基づく支援により、被災者が安心して生活できるようにする。

2 支援の対象地域**(1) 支援対象地域**

原発事故発生後、相当な線量が広がっていた福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）を法第8条に基づく「支援対象地域」とする。

(2) 準支援対象地域

支援対象地域以外の地域に、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を定める。



※「準支援対象地域」は、施策ごとに設定

3 施策の基本的事項

被災者支援施策パッケージ（平成25年3月15日発表）に盛り込んだ施策のほか、福島近隣県を含めた外部被ばく状況の把握、自然体験活動、民間団体を活用した被災者支援といった施策について拡充・検討予定。82

3-8 これまでの主な動き

【平成23年】

- 3月11日 東日本大震災発災
・緊急災害対策本部発足
- 3月17日 被災者生活支援特別対策本部(支援チーム)設置
- 5月 2日 東日本大震災財特法成立
第1次補正予算成立(復興経費4兆153億円)
- 6月24日 復興基本法施行
- 6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出
- 6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催
- 7月25日 第2次補正予算成立(復興経費1兆9,106億円)
- 7月29日 「復興基本方針」策定
- 8月 5日 原発避難者特例法成立
- 8月26日 各府省の事業計画と工程表のとりまとめ(第1回)
- 8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催
- 11月21日 第3次補正予算成立(復興経費9兆2,438億円)
- 11月30日 復興財源確保法成立
- 12月 7日 復興特別区法成立
- 12月 9日 復興庁設置法成立

【平成24年】

- 2月 9日 復興推進計画第1号認定(岩手、宮城)
- 2月10日 復興庁開庁
- 3月 2日 復興交付金の交付可能額通知(第1回目)
- 3月 5日 東日本大震災事業者再生支援機構始業開始
- 3月30日 福島復興再生特別措置法 成立
- 4月 5日 平成24年度当初予算成立(復興特会3兆7,754億円)
- 6月21日 子ども・被災者支援法 成立
- 7月13日 福島復興再生基本方針閣議決定
- 9月24日 被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針(グランドデザイン)の公表
- 11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告

【平成25年】

- 1月29日 復旧・復興事業の規模と財源の見直
・19兆円を25兆円に見直し
- 2月 1日 福島復興再生総局を設置
- 2月 6日 復興推進委員会平成24年度審議報告
- 2月26日 平成24年度補正予算成立(復興特会3,177億円)
- 3月 7日 「住まいの復興工程表」公表
- 3月15日 「原子力災害による被災者支援策パッケージ」公表
- 4月 2日 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策
パッケージ」公表
- 5月10日 福島復興再生特別措置法の改正
- 5月15日 平成25年度当初予算成立(復興特会4兆3,840億円)
- 6月 5日 復興推進委員会
「新しい東北」の創造に向けて(中間とりまとめ)
- 8月 7日 避難区域の見直しが完了
- 10月11日 子ども・被災者支援法基本方針 閣議決定・国会報告
- 11月12日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月20日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」閣議決定

【平成26年】

- 2月 6日 平成25年度補正予算成立(復興特会5,638億円)
- 3月20日 平成26年度予算成立(復興特会3兆6,464億円)
- 4月 1日 福島県田村市の避難指示解除
- 4月18日 「新しい東北の創造に向けて」(提言)を取り纏め・公表
- 5月 1日 東日本大震災復興特別区域法の改正
- 6月10日 「産業復興創造戦略」を取り纏め・公表
- 6月23日 「風評被害対策強化指針」を取り纏め・公表
- 7月28日 中間貯蔵施設に関する国の方針を福島県、大熊町、双葉町に提示